

平成29年第4回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成29年12月20日（水曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第1号 名寄市総合計画審議会条例の制定について（総務文教常任委員長報告）
- 日程第4 議案第2号 名寄市病院事業管理者の給与に関する条例の制定について（市民福祉常任委員長報告）
- 議案第3号 名寄市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について（市民福祉常任委員長報告）
- 議案第4号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の制定について（市民福祉常任委員長報告）
- 議案第5号 名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条例の制定について（市民福祉常任委員長報告）
- 議案第6号 名寄市立総合病院看護師等学資金貸与条例の制定について（市民福祉常任委員長報告）
- 日程第5 議案第37号 名寄市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第38号 特別職の職員の給与の支給特例に関する条例の制定について
- 日程第7 意見書案第1号 29年度以降「産地交付金」の満額交付などを求める意見書
- 意見書案第2号 主要作物種子法廃止に際し日本の種子保全の施策を求める意見書
- 意見書案第3号 介護保険制度改正の

見直しを求める意見書

意見書案第4号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書

意見書案第5号 診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書

意見書案第6号 精神障害に対する助成の一層の拡充を求める意見書

- 日程第8 報告第4号 例月現金出納検査報告について
- 日程第9 閉会中継続審査（調査）の申し出について
- 日程第10 委員の派遣報告について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第1号 名寄市総合計画審議会条例の制定について（総務文教常任委員長報告）
- 日程第4 議案第2号 名寄市病院事業管理者の給与に関する条例の制定について（市民福祉常任委員長報告）
- 議案第3号 名寄市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について（市民福祉常任委員長報告）
- 議案第4号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の制定について（市民福祉常任委員長報告）
- 議案第5号 名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条例の制定について（市民福祉常任委員長報告）

	議案第6号 名寄市立総合病院看護師等学資金貸与条例の制定について(市民福祉常任委員長報告)	7番	高野	美枝子	議員
		8番	佐久間	誠	議員
		9番	東川	孝義	議員
日程第5	議案第37号 名寄市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	10番	塩田	昌彦	議員
		11番	山田	典幸	議員
		12番	大石	健二	議員
日程第6	議案第38号 特別職の職員の給与の支給特例に関する条例の制定について	13番	熊谷	吉正	議員
		15番	高橋	伸典	議員
日程第7	意見書案第1号 29年度以降「産地交付金」の満額交付などを求める意見書	16番	佐々木	寿	議員
		18番	東	千春	議員

1. 欠席議員(1名)

1番 浜田康子 議員

1. 事務局出席職員

事務局 長 久保 敏  
 書記 倉澤 富美子  
 書記 開 発 恵 美  
 書記 長 正 路 慶

1. 説明員

市長 加藤 剛 士 君  
 副市長 橋本 正道 君  
 副市長 久保 和 幸 君  
 教育長 小野 浩 一 君  
 総務部長 中村 勝 己 君  
 参事 監 松岡 将 君  
 市民部長 三島 裕 二 君  
 健康福祉部長 田邊 俊 昭 君  
 経済部長 白田 進 君  
 建設水道部長 天野 信 二 君  
 教育部長 小川 勇 人 君  
 市立総合病院事務部長 岡村 弘 重 君  
 市立大局学事務局長 松島 佳寿夫 君  
 こども・高齢者支援室長 廣嶋 淳 一 君  
 営業戦略室長 水間 剛 君

1. 出席議員(17名)

議長 17番 黒井 徹 議員  
 副議長 14番 佐藤 靖 議員  
 2番 山崎 真由美 議員  
 3番 野田 三樹也 議員  
 4番 川口 京二 議員  
 5番 川村 幸栄 議員  
 6番 奥村 英俊 議員

上下水道室長	粕	谷	茂	君
会計室長	常	本	史	之
監査委員	上	田	盛	一

---

○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に1番、浜田康子議員から欠席の届け出がありました。13番、熊谷吉正議員からおくれる旨の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

2番 山 崎 真由美 議員

9番 東 川 孝 義 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

宗谷本線の維持、存続活動の取り組みについて外1件を、奥村英俊議員。

○6番（奥村英俊議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、順次質問したいというふうに思います。

最初に、宗谷本線の維持、存続活動の取り組みについてですが、行政報告の17ページにも触れていますが、市長の考えも含めてお伺いしたいというふうに思います。第3回定例会において宗谷本線活性化推進協議会での利用促進策の検討や今後の協議について、年内に一定程度の方向性を示すと言っていました、その状況についてお知らせください。

また、JR北海道再生推進会議の声明が12月6日に発表されましたが、宗谷本線活性化推進協議会の議論への影響と路線の維持、廃止を含むそれぞれの地域に適した持続可能な交通システムの設計図を1年以内に明確な形で示すことを強く求めると期限を設けていることに対する市長の見解

をお伺いいたします。

次に、市民と行政との協働のまちづくりに関わって、行政運営の見直しに伴う適正な人員配置について、総合計画では行財政改革推進計画に基づいた職員の適正配置と計画的な定員配置を行い、簡素で効率的な組織機構づくりに努めるとなっていますが、市役所の職場からは年々業務量がふえている、人員が不足しているという声が聞かれますが、こういった声をどう捉えているのかお伺いします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。奥村議員から大項目で2点にわたって御質問をいただきました。大項目1については私から、大項目2については総務部長から答弁をさせていただきます。

宗谷本線の維持、存続活動の取り組みについて、小項目1、維持、存続活動の促進、また関連がありますので、小項目2、利便性向上と利用の促進についてあわせてお答えをいたします。今月6日に発表されましたJR北海道再生推進会議有志によるJR北海道再生のための提言について、宗谷本線活性化推進協議会への議論への影響のお尋ねがございましたが、議論開始当初から宗谷本線存続を前提とした議論を進めてきておりまして、今月23日に協議会としての方向性を告示できるよう準備をしております。

また、1年以内に明確な形で持続可能な交通システムの設計図を示すように求めておりますけれども、これは以前から発言をしておりますように北海道全体の公共交通のビジョンが示されてからの作業になると考えております。年内に一定程度の方向性を示すと申し上げましたが、現在幹事会において宗谷本線を維持しなければならない根拠や利用促進策、経費の節減策について積み上げを行っておりまして、協議会開催後には公表されることになると考えております。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 私からは、大項目2、市民と行政との協働によるまちづくりについて、小項目1の行政運営の見直しに伴う適正な人員配置と人材確保について申し上げます。

まず、本市の行財政改革は、平成19年2月に策定した新・名寄市行財政改革推進計画に始まり、本年度からは新たに策定した第2次名寄市行財政改革推進計画をもとに取り組みを進めていくこととしています。行財政改革は、総合計画や中期財政計画と一体的に進めることとしており、前計画である新・名寄市行財政改革推進計画で取り組んできた合併以降の組織のスリム化について、平成21年度から平成26年度までの73人の削減目標に対して69人の削減という結果については、権限移譲や業務量の増大への対応を行ったこともあり、目標達成には至りませんでした。一定のスリム化が図られたものと考えています。住民ニーズの多様化と複雑化する制度改革、制度改正、また人口減少に対応した地方創生の推進など行政の役割はふえつつあり、このような中においても行政サービスの低下を招くことのないよう職場の意見を聞きながら、必要な人材の確保と業務量に合った適正な人員の配置に努めているところでありますので、御理解をいただきたいと存じます。

以上、私の答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） それぞれ簡潔に答弁いただきましたので、再質問という形でさせていただきます。

JRの存続の関係ですけれども、幹事会議論、会議の前ということですからそういった具体的な中身ということまでお知らせはいただけなかったのかなというふうに思います。JRの路線見直しに関して日々新たな動きというか、知事の発言や何かも含めて出てきていますので、そのことも含めて質疑等ありますので、御了承いただきたいというふうに思います。そもそもなぜ今私たちが宗

谷本線の存続に向けて利用促進、それから利便性の向上の議論をしなければならないかということについて、これはやっぱりもう一度再確認をするべきかなというふうに思っています。この間も市長も含めて御発言をいただいていますけれども、改めて確認をさせていただきます。

北海道の鉄道の現状ですけれども、これは国の施策の中で国鉄の分割民営化が実行され、そしてその担い手にJR北海道が当たったと。不足する運営費が予想されるので、経営安定基金によって補うこととなっていたということだというふうに思います。これも全て国の責任ということですが、現在の金融情勢の変化によって30年間で当初の予定より4,600億円ほど基金の運用では不足が出たと、そういう結果になっています。この先の経営を考えたときに単独では維持困難な線区がありますということで、昨年公表に至ったのだと、そういうふうに思っているところがあります。このことについては、加藤市長も国による抜本的な支援、仕組みの構築が必要不可欠ということでこの間答弁をいただいていますし、先ほど言いましたように北海道知事もようやく国に支援要請をするなどの、地域住民、道の責任ではないということだというふうに思いますが、そういった動きをされたところでもあります。この点について、まず市長のお考えをお聞かせをいただきたいというふうに思います。

また、現在の状況では存続も前提ということでもありますけれども、存続をするのだという確約がされているわけではないということだというふうに思います。この点について今後のめどがあるのであればお伺いをしたいというふうに思いますけれども、JR北海道の都合だけの結論を待つということではなくて、また活性化推進協議会だけで対応することではないものだというふうに思います。そういう意味では、地域住民、それから道民不在のうちに物事が決まるということがないようにすることが必要かなというふうに思っていると

ころであります。ついては、存続に向けた地域住民、道民の皆さん、そして行政やそれぞれの地域にあります商工会議所を初めとする各層各界の皆さんと一体となって、いわゆる存続に向けた一体の活動をする必要があるのではないかというふうに思います。そういう意味では、署名活動とか、この間も深名線や名寄本線の廃止のときや何かもそういったこともあったかというふうに思います。そういった活動も必要なのだというふうに思いますけれども、その辺についてあわせて考えをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） まず、そもそも現在のJR北海道がこういう経営状況になって、なぜこういうふうに今議論がなされているかということをもう一度どうなのだというお話だと思います。おっしゃるとおり、国鉄の分割民営化によってそれぞれの会社に経営安定基金なるものが設置をされて、その基金の運用益によって足りない分というか、赤字を埋めなさいと、こういうスキームでスタートしたわけでありまして、北海道はほかの会社と違って非常に分散型の地形でありまして、そうしたことでなかなか難しい状況であったということと加えて金利が低下してきたということで、このスキームが壊れてきていると。もともとそのスキームに無理があったのではないかと、そこに国の一定の責任があるのでないかと、これはそのとおりだというふうに思いますが、一方でここは当時の分割民営化の議論は国民全体の一体の議論の中で決めてきたということもありましょうから、その中で新たに別のスキームで国税なり国の抜本的な支援を要求するということだとすると、これは国民全体の合意も必要になってくるというふうに思います。ただ単に地域がおい、残せよというだけでは国民の理解を得られないというふうに思っておりまして、ではできることは何なのだというのをしっかりとやっぱり地域で議論をして、そこを国や道なりにぶつけていく。そのこと

が沿線としてはやるべきだし、必要だというふうに考え、これまでも協議会で議論をしているということでございます。

2月に北海道の公共交通のネットワークの中の鉄道のワーキングチームの議論の中で、一定の北海道の鉄道のばふらっとした方向性が見えて、その中で宗谷本線という名指しはされませんでしたけれども、非常に残すべき重要な線区だということが宗谷本線に関してはおぼろげながら見えておりましたので、3月以降宗谷本線活性化推進協議会の中でそのことを前提に我々ができることを積み重ねてきたり、議論を続けてきているところがあります。この議論の中で、それぞれ商工会議所や市民の皆さんも一体的に巻き込んだフォーラムだとか、さまざまな運動をこれまでも展開してきましたし、これは名寄だけでなく稚内さんだとか、いろんな地域で、あるいは沿線全体でさまざまな運動を展開してきている中で今週末協議会としての一定の今できることの方向性を出していくということになっているということだと思いません。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 今現在の状況等についてお話をいただきました。取り組みとして一体となつての取り組みもされているということで、そのとおりだというふうに思います。もう一方で、もう一步踏み込んで市民の皆さん、住民の皆さんと一体となってやることもそういう意味で必要だというふうに思っていますので、これは行政だけの責任でやるということではないと思います。例えば日常的な活動の中でできることもありますので、そういったことを含めて先ほど言いました署名活動や何か一つの手だというふうに思いますので、そういった取り組み、段取りは進めていきたいというふうに思っていますので、そういうことがあるときにはぜひ一緒に活動していただければというふうに思います。

市長からありましたように、存続も確約ではあ

りませんけれども、一定のそういった方向が見えてきているという前提での協議というか、そういうことだということ、その点についても理解をするところであります。ただ、先ほどもちょっと言いました名寄本線や深名線の廃止のときにやっぱり宗谷本線は北海道の背骨だという話、そしてそこを廃止していく議論の中で宗谷本線は絶対廃止しないのだと、やっぱりそういう話があったというふうに聞いていますので、そういったことも含めて絶対残してもらわなければならないというふうに思っておりますので、そういう中でそういうことを前提として利用促進案、利便性の向上について少し話をしたいというふうに思います。

前回第3回の定例会でも少し提案をさせていただきました。何点が新たなことも含めて市長の考えもお聞きをしたいというふうに思っています。1つに、特急の直通です。現在旭川で乗りかえをする便が出てしまっていて、やっぱりそれには不便だというふうな声が多い。札幌から直通の都市間バスにやっぱり乗りかえてしまうということが多く起きているのだというふうに思います。そういう意味では、当然利便性が下がったということで利用者が減っている、そういった状況になっているのだというふうに思います。

そこで、これは当市で走らせてもらう、走らせるということ考えていかなければいけないというふうに思いますけれども、その点について1つお考えがあればお聞かせをいただきたいというふうに思います。私自身も考えていますけれども、現在の特急車両については北海道高速鉄道開発株式会社が所有してということになっているというふうに思います。そういう意味では、改めて車両を直通するのに必要な、最低1両編成、1両編成必要だというふうに思いますけれども、その購入を要求すべきだというふうに考えています。今回の知事の発言の中にも車両関連や設備投資や駅舎の修復など想定した道の支援に対する考え方も示されましたので、そこにやっぱりのっかってで

も購入をしていただく、そういった要求をすべきだというふうに思いますけれども、この点についてもお考えをお知らせをいただきたいと思います。

あわせて、これは運行されているダイヤ自体の改正も住民主体のものに変えていただく、そういった要求もしていただきたいというふうに思います。通学や通院も含めて利用されている方多くいると思いますけれども、そういった不便さを少し解消するというのもあわせて考えていくべきかなというふうに思っています。

もう一点、その列車と各地域での地方バスあるいは中央バスとの連携、連結です。そういったアクセスをぜひもうちょっとよくすべきだというふうに思います。これも前回もお話ししているところでもありますけれども、さらにそれぞれ地域ではデマンドバスとかタクシーとか、そういったものも動いているのだというふうに思います。そういう意味では、駅とそういったものとの連結、連絡なども今後考慮した中で、これは名寄だけの話ではありませんけれども、利用する方が戸口から戸口というか、そういったことも含めて利便性の向上にぜひ取り組んでいくべきかなと思いますので、この点についてお考えがあればお願いします。

○議長(黒井 徹議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) まず、特急の運行についてでありますけれども、ことしの3月からでしたか、直通便が3便から1便になったというのがあるのです。これは、特急車両の更新ができないということを理由にされているということも承知しておりまして、このことによって利便性が相当落ち込んで、乗客の乗車率の低下につながっているというふうな認識を持っています。特急を購入するというようなお話だったと思いますけれども、我々協議会の議論で特急を購入するという話は、もうこれ一部上下分離的な話になりますので、このことについてはこれは経営マターだということで、ずっと分けて議論してきました。我々が今できることは何かということ積み上げてきている

ことで、上下分離だとか、列車を買うだとか、高速鉄道開発株式会社のスキームだとかというのは、これはもう経営一体の話なので、ほかの線区とのバランスも考えて議論していかなければならない話だというふうに思っております。我々はそこについては踏み込まない。これまでも踏み込んできていないということでございます。

12月12日に北海道知事の予算委員会の総括質疑の中で、御答弁でこのことについて言及しています。北海道高速鉄道開発株式会社の枠組みを参考にとり、今回新たに鉄道・運輸機構の特例業務勘定を活用してというようかなり具体的な踏み込んだ話も出てきておまして、このことは非常に高く評価をしたいと思っております。今後北海道は、このことも含めてある程度おぼろげながらの全体のスキームを見通せていくことになっていくのかなというふうに思っております。この北海道の歩調に合わせて我々のそうした次の段階になっていくと思っておりますので、では具体的にどのようなスキームがというような話は北海道の全体の形が見えてきた段階の中で我々もしっかり議論に参加させていただきたい、こういうスタンスであります。

それと、バスやデマンドタクシー等々との接続の話というのは非常に重要な話だと思っております。このことも含めて名寄市のいろんな公共交通機関の連結も含めた計画みたいなものを策定していく必要があるのではないかなというふうに考えておまして、こうしたことも早急に検証しながら、より使い勝手のよい公共交通体系になるように議論をまた深化させていきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 車両購入の関係については、今後の道との考え方が出されてきてから一緒にということだというふうに思いますけれども、基本的には自治体が負担するというのではなくというふうには思いますけれども、そういったことも含めてお考えかどうかというのをもう一度お

聞かせをいただければというふうに思います。

それと、地域のアクセスの関係についてはぜひ利便性向上にやっぱり寄与しますので、しっかり計画を立てていただければというふうに思います。

もう一点、負担の関係ですけれども、それはまだこの先の話ということで、ここですべきかどうかというのがありますけれども、この間上下分離の話やそういったことがずっと出てきているかと思っております。これ宗谷線のこれからを考えるという人からの提案ですけれども、上下分離方式で自治体が線路などを分担するという意見もあるところですが、幹線道路でいえば国や道が当然インフラ整備を担っているということになっている。鉄道というのは、鉄でできている道なのだ。そういう意味では、現在はJRが管理、持っているものですけれども、道道宗谷線だという、そういった意識で道路予算で賄うべきではないかというふうな意見をお持ちの方もいらっしゃいます。私もそういう意味では、当然単に沿線の自治体が担うということではなくて、やはり国や道の責任で維持管理については賄っていく、そういったことがすごくいいのではないかというふうに思います。そういった要望もあるところですが、そういった考えについてはいかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） ちょっとよく……道路予算で鉄路を守ったらいいのではないかというお話ですか。これは、ちょっと私から言及できる範疇ではないと思っております。10路線、13線区の話が今出ていて、それぞれ沿線に違った実情がある中で、同じようなスキームで残すのか、残さないかということも、これは北海道がやっぱり全体を俯瞰して判断していく問題だと思っておりますし、そのスキームについても我々がそこに言及することは経営問題そのものになっていくというふうに思うので、これはもうちょっと大きな話なのかなというふうに思います。何回も申しておりますけれども、我々が今できることをしっかりと積み上げていくと



いうことをまずは前提に協議会の結論を出そうということになっておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長(黒井 徹議員) 奥村議員。

○6番(奥村英俊議員) わかりましたというか、市長の立場で今発言できないということだというふうに思いますので、それでは利用促進の関係、あるいは存続に向けての具体的な取り組みの関係で少しまたお話をしたいと思います。

この間こういう言い方は余りしていたかどうかあれですけども、マイレールの意識というのが大事ではないかというふうに思います。存続、ふだん利用している、利用していない関係なく、地域の公共交通だということ、宗谷本線を自分たちの必要不可欠なものだというふうな意識の醸成をするということが大事かというふうに思います。そういう意味では、例えば会員制の宗谷本線ファンクラブの結成、そういったものもあっていいのかなと思います。例えば地元の特産品をそういう中で抽せんであれすとか、沿線自治体それぞれ特色のある企画や何かをその中で実施をする。そういったことができるのではないかなというふうに思っています。また、それぞれの自治体にあります、地域にあります駅舎の維持管理についてもそういったマイレールの意識の中で、お金を丸々負担するかどうかというのはまたあると思いますけれども、維持や管理、存続の活動に自治体、それから住民の皆さんがかかわっていく、そういったことも必要ではないかと思えますけれども、それについてお考えがあればお聞かせいただきたいと思えます。

○議長(黒井 徹議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 貴重な御提言をいただきましたので、改めて今後の協議会の中で議論していくということになろうかと思えます。マイレール意識の醸成ということも恐らく協議会の中の一つの案として出てくるというふうに思えますけれども、具体的なことをかなり今御提案いただきま

したので、具体的なものについては今後改めて沿線あるいは地域の中で協議をしていくということになろうかと思えます。

○議長(黒井 徹議員) 奥村議員。

○6番(奥村英俊議員) こういったことについては、自由な発想が生かせるものだというふうに思いますので、ぜひそういった取り組みを協議会の中でも議論進めていただければというふうに思います。

それから、もう一点、次にですけども、車内販売の関係について、これは既に協議というか、されている部分もあるというふうに思います。実際には、なかなか今車内販売することで利益が上がったり、もうけられるということではないというふうに思います。そういう意味では、JRは既に撤退をしているということだというふうに思いますが、特急や普通列車も含めて地元の中でももうけとかは別にして、例えば自分たちのものをPRするとか、そういった活動に使いたいという意見もあります。そういう意味では、自治体ごとの特徴あることをアピールする、そういった場にもなるというふうに思います。ですから、車内販売については積極的にぜひ取り組んでいくべきことかというふうに思いますので、その点についてのお考えをお聞かせをいただければというふうに思います。なるべくいろんな規制もあるかと思えますけれども、希望する人がいれば簡単に参入ができるような、そういったシステムづくりもぜひ考えていただければというふうに思います。

もう一つ、せっかくそういうことができるのであれば、例えばここでしか購入できないもの、車両の中でそういったことをすべきかなというふうに思えます。全国から、そういう意味ではそれを目指してくる人もいるのではないかというふうに思っています。これは、きょうもう一方、川村議員もこの後質問するのですけれども、実はマンホールカードの関係、これ川村議員が質問します。これについて例えば配布場所は、マンホールカード、

自治体でないとできないということになっています。その配布場所を自治体というか、車両の中でしかできないようにする。そういった取り組みはいかがでしょうか。実際にマンホールカードを発行するかどうかということもありますけれども、ぜひこれはできることからやるということからいえば取り組むべきことかなと思いますけれども、これも含めてお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 具体的な提案さまざまだきましたが、乗り入れ販売についてはこの間も幹事会の中で議論が出ていて、これは報道でも出ていると思いますので、大分JRさんもそうしたことの受け入れに対していろいろ規制はあるみたいだけれども、前向きに検討していただいているようなので、実現は可能なものというか、協議会のやっていくべき、我々ができるべき議論の中に盛り込まれていくものというふうに思います。

マンホールカードについては、ちょっと今答弁しないほうがいいですよ。川村議員の後で答弁ということですが、ちょっと余談ですけども、松浦武四郎の関係で、何か武四郎カードというのをつくるという話はもう決まっているようであります。武四郎は余談ですけども、そういったことを宗谷本線の中でということはどうなのでしょう。今私思いつきで言っていますけれども、いろんな議論があるのを承知しましたので、また協議会の中で具体的な議論、検討していきたいというふうに考えます。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） マンホールカードについては、川村さんと連携してやるということになっていましたので、ぜひ取り組んでいただければというふうに思います。

今市長からもありましたように、例えば車販するということが可能であればいろんな取り組みができるのだというふうに思います。そういうこと

を利用して、これは一時的かもしれませんが、全国からいろんな人が訪れていただける、そういったことにつながっていくのだというふうに思いますので、ぜひ積極的な取り組みで、さっきから言っていますけれども、自治体としてそういう意味では手をつけられることもあるのだというふうに思います。先ほどから言っているマンホールカードもそうだというふうに思いますけれども、例えば今もうなくなりましたけれども、それぞれの水道水をペットボトルにして販売していたことがあったと思います。当然汽車に乗ったら水を飲むので、それぞれの自治体ごとの水を積んで売るとか、そういったこともしてもいいのではないかとこのように思います。そういったアイデアって幾らでも出てくるというふうに思いますので、また水道のを売れと言ったら建設水道部が渋い顔するのだと思いますけれども、これはもうけるとか、そういうことではなくて、名寄をセールスするという意味でもあってもいいのではないかと思いますので、こういったことも含めて役所内部でも一緒に考えて、何ができるのかということについてはぜひ積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、これは市長がこの間ずっとおっしゃっています。旭川空港からの列車の乗り入れ、それから新幹線の延長も含めて話しされていたというふうに思います。これについて私もぜひ当然簡単ではないでしょうけれども、実現できたらいいというふうに思いますし、そのために少しというか、みんなで取り組むべきことかなと思います。これについて市長のお考えも改めてお聞かせいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 旭川空港へのJR線の乗り入れ、あるいは旭川までの新幹線の延伸、さらには私は最近よく言っているのは旭川空港を経由して新幹線を通せと。岩見沢、美唄だとか、あっちの空知ではなくて富良野経由で新幹線を通した

らいいのではないかと、いろいろなところで意図的にお話をしています。JR線が厳しい中であなたは何を言っているのだというような議論もありますけれども、一方でJR九州だとか、金沢のほうとかでも新幹線が相当着々と延伸をしているような状況だとか、リニアモーターカーの話まで出ている中で、我々はやっぱりそれぐらいの話をしていくべきなのではないかということも思っておりまして、こうした我々は自分たちでできることはやるけれども、しっかりこういう夢のある提案もしていくことで、旭川までそうした新幹線が延びれば、あるいは空港までのアクセスが非常に快適になれば、JR宗谷本線も全くまた違った姿になっていくのではないかと。そんなことも含めてぜひここはしっかりと各方面に提案をしていく、あるいは協議会の中でもこれは議論をしていきたい案件だというふうに考えています。

○議長(黒井 徹議員) 奥村議員。

○6番(奥村英俊議員) 全くそのとおりだというふうに思います。新幹線が札幌までいいなんというふうには思いません。せめて旭川まで来ることで、この道北にもやっぱり新幹線あってよかったなということだというふうに思いますし、市長が言われたような活用があれば、これは地域の皆さんの生活の範囲も広がるというか、十分に活用されるものだというふうに思います。そういう意味でこれは国の政策も含めてということになると思いますので、そこにもぜひ改めて要望していく、そういったことを続けていただければというふうに思います。

次に、前回もちょっとこれについては話をしましたけれども、先ほど特急とは別に沿線自治体独自で車両をやっぱり持つべきかなというふうに思っています。これは、クラウドファンディングなんか使って購入するという方法もあると思いますし、沿線の自治体同士がお金を出し合って購入するという方法もあるのではないかと思いますけれども、快速、普通列車、あるいはJRでも引退し

たりリゾート列車を抱えています。何年まで使えるかというのはちょっとまた別な問題であるかもしれませんが、そういった車両も購入をして、日常的な稚内までの運行に使用することにして、運行についてはJRに委託をする、そういった方法があるのではないかと、このように思っています。

この列車の活用は、それぞれ各駅で十分な停車時間をとる、そういったことをします。これは、工藤裕之さんからの提案でもあった宗谷本線の未来100年再生プランにもあったのですけれども、例えば停車時間の中に立ち食いそばが食べられる。あるいは、どこかでの自然景観、そういったところが時間を使ってゆっくり撮影ができたとか、そういったことをその中でやっていくことができるのではないかと思います。そういった余裕のある運行をするために動かす列車というふうに使ったらいいのではないかと思います。インバウンドというか、海外からのお客さんや、例えばサイクリング、サイクリストの皆さんなんかも多く訪れるようになっていくと。そういった方は、結構鉄道を使います。それに対応する車両を用意する。これは、札幌一二セコ間で既に実施をしたようでもありますけれども、自転車を解体せずに積み込める車両というものもあるのです。こういったものを用意したり、各駅ごとに自転車とか自動車のシェアリングサービスを実施するとか、そういったこととかもできたらいいのではないかと思います。こういった取り組みが持続可能な取り組みにつながるのだと、存続につながるのだというふうに思いますけれども、この点についても市長のお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長(黒井 徹議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 貴重な御提言いただきました。サイクリングツーリズムの関係で列車にそのまま自転車を積み込んだらいいのではないかと、この間もいろいろなところで出ておまして、これはもうヨーロッパでも既にやられているような事案だということです。繰り返しになり

ますけれども、自治体が車両を持つということは、ではそれはどういうふうな、どういうスキームで運用するのかという話になってくると、さっきの話とまた戻ってしまう話でありまして、ここを今我々がこうだということをなかなか言える段階ではないのかなというふうに思っています。改めて抜本的な支援体制、あるいはスキームの変更等が見えてきた段階の中で考えていく事案なのかなというふうにも思っておりまして、御提言は参考にさせていただいて、今後の検討材料とさせていただければというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 今段階でまだ内容についてというか、協議する話ではないということでもありますけれども、ぜひいつでも表に出せるような、そういった準備もしていただければと思います。

まず、これもそういう意味ではお話に、まだ協議できるというか、お考え出していただくということではないのかもしれませんが、名寄が道北の物流の拠点になるということでは、商工会議所の方でも既に取り組みがされているかというふうに思います。そういう意味では、このJRを使つての貨客混載ですか、そういったことにも使えるというのではないかと。既に貨物は廃止になっていますけれども、昔は郵便物だったり、そういったものを積んでということで車が動いていましたから、そういったことについては十分対応できるのだというふうに思います。これも今後の話ということかもしれませんけれども、ぜひ名寄がやっぱり拠点ということも含めて取り組むべき課題かというふうに思いますけれども、ここについてお考えがあればお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） もともとJR貨物が名寄まで来ていたというような事案を考えますときに、貨客混載は十分検討に値する内容だというふうに思っています。今後バス事業者あるいはトラック

事業者の運転手が不足していく事態にある中で、鉄道を使った物流という考え方は大きな宗谷本線のインフラを有効に活用する一つ的手段になり得るのではないかとこのように思っておりまして、このことも貴重な御提言をいただきましたので、改めてあらゆる場面で議論をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 本当にできることだというふうに思いますので、ぜひ取り組みをお願いをしたいと思います。

それでは、維持活動、維持、存続に向けての取り組み、今回最後の提案です。実はというか、名寄には冬の間閉まっていますけれども、キマロキがありまして、これは全国からあれを見に来るといふようなものになっていると思います。キマロキ保存会というのがありまして、既に40年を経過しているところです。車両自体は年数たっていますけれども、まだまだ誰が見てもすばらしい保存の状態だということに評価をいただいているのではないかとこのように思います。現在旧名寄本線の上に並べて置いてある状況です。これは、やっぱり動かしたいというふうに思います。私勝手に言っているわけではなくて、やっぱり保存会としても全体で決めたことではありませんけれども、みんなの気持ちとしてはそういうこともあるのだと思います。1つ、50年をめぐりにそういったことができたらいいのではないかとこのように思っています。それを目玉にということではありませんけれども、全国の人にも見ていただきたいというふうに思いますし、しっかり保存をしていく。そういう意味では、名寄市もこれまでもしっかりそこにかかわっていただいていますので、ぜひそういったことについても賛同をいただければと思います。

これは、議長にちょっと許可を得ていませんけれども、この場をかりてそういった考えに共鳴していただいて一緒にやってくれる人がいれば、ぜ

ひ募集をしますので、参加をしていただければと思います。これから準備をしていきたいと思いません。市長を先頭にそういう意味では協力をしていただくことがあればというふうに思いますけれども、これについてお気持ちを聞かせていただければと思います。

○議長(黒井 徹議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 奥村議員がおっしゃっていただくと驚く提案というのはこのことでしょうか。

(何事か呼ぶ者あり)

○市長(加藤剛士君) 違うの。動かすというのは、どういうふうに動かすのかなど。ちょっと本当に石炭を入れて動かすのか、それともいろいろあるのでしょうかけれども、大変夢のあるお話だというふうに思いますので、私個人的にもぜひ協力をさせていただきたいというふうに思いますし、どんな動きになるのかわかりませんが、キマロキ保存会の中でこれから具体的な議論がなされる中でまた改めて協議させていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長(黒井 徹議員) 奥村議員。

○6番(奥村英俊議員) ぜひ夢の、半分夢かもしれませんが、実際全国では動輪を動かす、あるいは少し、50センチ、1メートル動かす、そういった取り組みを具体的にされていますので、そういったことも参考にできればいいのではないかと考えています。そういった方向に向けてぜひ御協力もいただければというふうに思います。

活性化推進協議会素案の関係、この23日にお話があるということだというふうにもお聞きをしています。そこで話される、あるいは提案される取り組みを実施するに当たって、やっぱり沿線自治体の皆さん、関係の団体の皆さんとの連携、本当に大事だというふうに思います。これからはぜひそこについては市長先頭に立って取り組んでいただければというふうに思いますし、そういう意味ではできるだけ多くの方の意見を取り入れてい

ただければというふうに思います。そういった方が一緒に活動できる、そういった組織づくりも改めて、活性化推進協議会中心にありますけれども、取り組んでいただければというふうに思います。きょう夢みたいなことばかり言ったように聞こえるかもしれませんが、こういったことを実行する、実行できる人は実はたくさんいるというふうに思います。私もこれ少し仲間の皆さんと話をさせてもらいました。そういった人材がたくさんいますので、宗谷本線の持続可能な存続に向けて、当然名寄市が先頭になって取り組んでいただくことが必要だというふうに思いますけれども、私もあわせて一緒にこれからも取り組んでいくことを申し上げまして、この質問については終わりたいというふうに思います。

続けて次に、先ほどありましたもう一点の関係です。私の聞いている範囲でやっぱり名寄市役所は人材不足という声が現場から聞こえてきています。その点について先ほどの答弁の中ではもらえなかったというふうに思いますけれども、人材不足なのだという意識があるのかなのかという点についてもう一度お答えをいただければというふうに思っています。

実は、私の手元に職員の声を聞いた調査結果があります。その中で業務量がふえている、もともと業務量が多いのだというふうに感じている人たちが62.5%いるというふうになっています。そして、その理由として国の政策が変わることによって業務量がふえていくのだ、そういうふうにおっしゃっている方が19.8%。さらに、新しい事業や自治体独自の政策がふえている。そのことが要因なのだというふうに言っている方が37.4%いる。もともとは人員が不足しているからと言った人も31.5%いるという結果が実はその中であります。こういった声があるのは間違いなことだというふうに思いますけれども、その点についてお答えをいただければと思います。

○議長(黒井 徹議員) 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 職場の中の職員の声ということで今報告がございましたけれども、新たな事業の展開あるいは選択につきましては、単年、単年、あるいは総合計画のローリングの中で新年度予算に向けての査定あるいは行政評価の中で一定程度事業の選択を定期的実施をしているところですし、またそれぞれ職場のいろんな意見を聞きながら、機構改革の見直しについては毎年度実施をしているところで、具体的には機構改革に係る職場会議を開催をしながら、そこで出た意見を改めて協議をさせていただいて、その中で適正な人員配置ということで議論をしてきているところです。議員おっしゃられたとおり、業務量自体は増加傾向にあるのかなというふうに思っていますが、やはり事務事業の見直しを初め業務の簡素化あるいは効率化など業務量をできるだけ圧縮に努めながら、新たな事業展開、さらには業務量が何とか縮減をされるような方向で取り組みながら、その中でもどうしても人員の配置が必要な部分については増員を図るといふ、今までそういった状況になっています。

具体的に大学ですとか病院を除きますと、定員の管理部門につきましては職員数については職員数の増加傾向というか、人数について申し上げますと、平成26年度までの先ほど言いました69名の削減以降、平成29年度まで3年間において15名の増員を図ってきているという状況にあるということは受けとめていただければというふうに思っております。今後も職場状況もしっかりと把握をしながら、組織機構のあり方十分検討しながら、さらに業務量も単にふえたということの人員配置ではなくて、いかに業務量がふえる中でも効率的に、あるいは人材を有効に活用できるのか、そういった適正な人員配置にこれからも努めてまいりたいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 今後も適正な人員配置

に努めていくということでありましてけれども、実態としてやはり不足しているということは一方であるのではないかとこのように思っています。適正な配置になっていないことがあるとすれば、そういったこと、あるいは人員が不足しているということがあるということについては、結果としてそれは市民サービスの低下につながっていくのだというふうに思います。

これ議会で実施しました議会報告会、意見交換会の中でも出たことなのですけれども、市役所の方の対応の関係で、実はいろいろ相談をした中で自分のところの業務には直接関係ないことに対しても対応してくれて、後日回答をしっかりともらえたというふうな、そういった対応をいただいているというふうな意見もありましたけれども、一方で逆に相談をしたことがほったらかしにされて、翌日もナシのつぶてだと。問い合わせをしたら、全く職場や上司のほうに伝わっていない。そういった事例もあるというふうなことがありました。そういう意味では、全てではないというふうに思いますが、総合計画で言っている質の高い行政サービスの提供ということからいえばそういった状況にはなっていない。ほど遠い状況なのではないかというふうに思っています。こうした質の低下というか、対応の悪さということについて実際に起きていますので、この点についてどういうふうにお考えかお知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 議員おっしゃったとおり、議会報告会の中でも一部といいますか、市民の皆さんから少し職員の対応がどうなのでしょうかという御意見についてはお伺いをしてきているところです。しかしながら、その一方で議員も先ほど言われましたけれども、しっかりと対応いただいているというお声もあります。先ほどもちよつと言いましたけれども、全体的には人員不足ということで市民の皆さんへの対応が低下を招いてい

るのだというふうには直接は思わないのですけれども、やはりここ3年ほどで職員をふやしてきているという状況もありますし、新人の職員が少しふえています。ここ数年、毎年20名ほど、3年間で約60名ほど新採用の職員がふえているということでございまして、やはり職員の年齢構成が若返っているという状況が明らかになっています。その意味では、実務経験が少し浅い職員もいるのかなということで、市民の皆さんに対する対応について御意見をいただくことは多いかなというふうに思っていますが、こういった若手の職員含めて、近年接遇ですとか、あるいは応対、あるいはコミュニケーション、これ名寄市単独ではなくて北部の自治体で共同で研修をやったり、研修の回数をふやしておりますし、また課長会議ですとか、あるいは課内の職場会議を通じて市民の皆さんから届いた意見をしっかりと伝えながらやっている状況にございます。まだまだ不十分な点もあるかというふうに思っていますが、改めて月1回の管理職の会議、あるいは早朝それぞれの職場での係の会議もございまして、そういった会議を含め、あるいは研修を含めてより一層市民サービスの向上に向けて、これは新人職員も含め、市役所全体でこの点については新たな気持ちで進めてまいりたいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長(黒井 徹議員) 奥村議員。

○6番(奥村英俊議員) 実際に市民対応の質の低下があるということの認識は持っていらっしゃるということですね。ただ、人員不足がその要因だということではないということでの話だったと思います。ですけれども、市民対応がなかなかうまくできていないことといえば、やっぱり内部でそういったことができるような人材も育てる、そういったことができていないのだというふうに思います。それはなぜそうなるかというと、個人の資質というよりは、先ほどのアンケートというか、あれにもあったように、やっぱり業務上の余

裕がないということが要因になっているのではないかというふうに思います。そういう意味では、逆に人員不足だというふうに言えるのだというふうに思います。答弁にあったように、いろいろ職員研修の間も随分積み重ねてきていただいて、そういったことがないよということにされてはいるのだというふうに思いますけれども、単なる研修だけで身につくものではないのだというふうに思います。やはり先輩が後輩にそういった対応の仕方を教えたり、あるいは先輩の動きを見て覚えたり、そういったことが職場の中でこれまでされてきたのではないかというふうに思いますし、今後そういった内部システムの再構築をすべきなのだというふうに思っています。そういう意味では、人材育成の方針転換を少し考えるべきだというふうに思いますけれども、この点についてお考えを伺いたいと思います。

また、人員の確保にかかわって、先ほども3年、60名の採用ということもありましたけれども、退職者の補充だけでは業務量に見合ったことにはなっていないのではないかと思います。そういう意味では採用計画もしっかり立ててということになっているのだと思いますけれども、この間も優秀な人材の確保ということでは、早期の大卒者の確保のための試験であったり、社会人枠を設けて即戦力で頑張ってもらえる、そういった人材の確保に取り組んでいるのだというふうに思いますけれども、最近景気が少し上向く中で当然民間の業績も回復してそちらのほうに行かれる方、あるいはそういったこともふえてきて、特に地方において人材の確保が難しくなっているのだというふうに聞いています。

そこで、当市の職員の採用の大卒と高卒の割合をお知らせをいただきたいと思います。多分最近で高卒の方の採用の割合ってすごく少なくなっているのではないかというふうに思います。私は、この割合をやっぱり半分、5対5ぐらいにすべきではないかなというふうに思っています。という

のは、地元の高卒者の採用枠も拡大を図るべきだということでもあります。当然試験ですから、公平な試験を経てということにもなりますけれども、行政報告にもありました高卒者の就職希望の状況、それから就職内定率の関係からも地元でのそういった採用枠がふえる。高卒で就職希望する人の新たな目標、それから地元定着の寄与などに大きな効果があるのではないかというふうに思うところです。この点について強く要望するところですが、お考えをお聞きして、質問を終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 人材を育てるシステムというようなことで、再構築ということでもっとお話ありましたけれども、この点につきましては先ほど御指摘があったサービス低下のところでも申し上げましたけれども、単に習得できる、人材を育てるということは研修だけではないというふうに思っています。やはり実際に各職場での仕事をやる中で、あるいは窓口の対応の中で少しずつ習得する、そういったものだというふうに思っているところでございまして、これから各職員に対する指導については単なるいわゆる指摘だけではなくて、もう少し具体的に知識や情報を共有化をできるような、そういった人材の育て方というのが必要でしょうし、そういう職場内における仲間同士のつながり、職員同士のつながりですとか、組織の活性化を図っていく必要があるのかなと思っています。

あと、高卒の採用を5対5というようなことでお話がございましたけれども、現在社会人枠除いた一般職の採用状況について申し上げますと、平成28年度の採用11名のうち地元高校が3名、29年度では12名のうち地元高校生が3名ということになっています。割合でいえば3対1ぐらいになっているかというふうに思いますが、来年度の4月1日の新規の職員採用についても29年度と同じぐらいの採用人数を考えてございます。

ただ、地元高校の高校生就職先ということだけではなくて、地元には大学もありますし、あわせて一度大学、札幌ですとか行かれて、名寄出身の子供もいらっしゃるから、その意味では高校生に特化したという部分については少しいろいろなその年の採用の状況によって、人数によって変わってくるかなというふうには思っていますけれども、言われたように一定程度地元の子供たちが就職をする職場として市役所ということでぜひ希望していただいて、受験をいただくようなことで広く学校のほうにもお知らせをしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で奥村英俊議員の質問を終わります。

国保都道府県化後の国保税の試算について外3件を、川村幸栄議員。

○5番（川村幸栄議員） 通告順に従いまして、大項目で4点質問をさせていただきます。

1番目、国保の都道府県化後の国保税の試算について伺います。いよいよ来年度から国保税の都道府県単一化がスタートすることになっていますが、半年を切ったこの時点でも詳しい内容が国民の前に知らされていない状況です。市民から不安の声が上がっています。

そこで、1つ、来年度からの私たちの国保税額はどうなるのでしょうか、お知らせください。

2つ、市民周知について、どのように取り組まれようとしているかお知らせください。

3つ、国や道への働きかけについてですが、国民皆保険制度の維持、住民負担の軽減を含めて国や道への働きかけをどのようにお考えかお聞かせをください。

大項目2点目、名寄東病院の役割について伺います。今定例会初日に名寄市開業医誘致条例が結審され、市内の内科医不足解消に期待をするところです。同時に名寄東病院についても市民にとってなくてはならない病院として機能強化について



考えていく必要があるのではないかと考えますが、お考えをお聞かせください。

小項目1、内科医不足に対する名寄東病院の対応について、2、慢性期医療、かかりつけ医としての名寄東病院の役割について、3、今後の方向性についてお聞かせをください。

大項目3点目、大学生への市営住宅の賃貸について伺います。一般質問初日の佐久間議員の質問と重なる部分が多いかと思いますが、改めて伺います。

1つ、目的外使用として大学生への賃貸の考えは。市営住宅の空き家対策としても有効ではないでしょうか。お考えをお聞かせください。

2、大学生と市民との協同について。市営住宅の住居者の高齢化が進んでいます。冬期間の冬の除雪など大きな課題となっています。各種行事参加も含めて大学生と市民との協同が求められているのではないのでしょうか。お考えをお聞かせください。

大項目4点目、風連地区のマンホールのふたについて伺います。全国各地のデザイン性あふれたマンホールのふたをカードにしたマンホールカードが人気テレビ番組でも取り上げられるようになり、一部のマニアだけではないブームとなっているようです。2016年4月1日に第1弾が登場したマンホールカード、先日の12月9日発行の第6弾では新たに64の自治体、66種類のマンホールカードが追加され、252自治体、293種類のカードが発行されています。道内でも18種類のマンホールカードが発行されているところでもあります。

そこで、1つ、マンホールカードとしての活用について伺います。旧風連町のキャラクター、風夢くんをデザインしたマンホールのふたをカードとして活用し、下水道事業への理解を深めるとともに、交流人口拡大に一役買ってもらう名寄市の宣伝のツールの一つとして考えてみてはどうでしょうか。お考えをお聞かせください。

2つに、保存について伺います。風夢くんをデザインした風連地区のマンホールのふたについて、在庫がないとお聞きしていますが、保存についてどのように考えられているのかお聞かせをいただきたいと思います。

以上でこの場からの質問といたします。よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 川村議員からは、大項目で4点にわたりまして質問をいただきました。大項目1につきましては私から、大項目2につきましては病院事務部長から、大項目3につきましては建設水道部長から、大項目4につきましては上下水道室長からそれぞれ答弁となりますので、よろしくお願ひします。

それでは、大項目の1、国保都道府県化後の国保税の試算について、小項目1、来年度からの国保税額は、2、市民周知について、3、国や道への働きかけについての3点について一括して申し上げます。来年度から始まる国保都道府県単位化におきましては、北海道から示された納付金額を各市町村が納めることとなりますが、納付金を納めるための財源は国保税と国や北海道からの交付金となります。なお、財源として必要な国保税につきましては、国保税の収納額に国から財源補填される法定軽減分を合わせた額となります。

この11月に国の仮係数を使用した第1回目の本算定が公表されました。その結果、名寄市の納付金額は約7億6,800万円となりました。納付金を納めるために必要な国保税の総額が約5億8,500万円と算定をされました。この国保税の総額に国や北海道の交付金等を加え、納付金を納めることとなりますけれども、今回の算定結果では現行の保険税率による国保税収納額では一部賄えないことが想定をされております。しかし、今回の本算定は仮係数に基づく算定であることや北海道の交付金についてもいまだ不確定な要素があるなど今後も納付金の額が変動する可能性があります。

して、現状では来年度の国保税額などについて具体的な数値をお知らせをすることが困難な状況となっております。今後は、年明け1月以降に予定をされている確定係数による算定結果や平成29年度の決算状況などを見据えながら、保険税率をどのようにしていくのかなど基金の活用も含めて運営協議会にお諮りをし、慎重に検討してまいりたいと考えております。

また、市民周知につきましては、市のホームページを活用しながら制度の概要、国や北海道の関連機関の情報などをお知らせをしておりますけれども、制度改正の内容が複雑である上、来年度の国保税額、保険税率につきましても現時点では市民の皆様には具体的な内容をお知らせできない状況でございます。今後につきましては、運営協議会などでの議論を経て平成30年度以降の国保税額がどのようになるかなど具体的な情報を丁寧に周知をしてまいりたいと考えております。

次に、小項目の3、国や道への働きかけにつきましては、国保は国民皆保険制度の根幹として重要な役割を果たしておりますが、今回の制度改正は国保の構造的な問題や少子高齢化などの社会情勢を踏まえ、持続可能な医療保険制度の確立を目指し、財政支援を拡充をして都道府県単位で運営をしていこうとするものでございます。北海道が財政運営の責任主体になったことで、直ちに国保財政の課題が解決をするものではありません。そのため国保中央会を初め全国知事会、全国市長会などにおいても国の財政支援の確実な実施、またさらなる財政支援の拡充など9項目の決議を採択をし、国に要望をしているところでございます。

また、北海道においては所得や医療費水準の地域差が非常に大きなことから、約半数の市町村において納付金を納めるための国保税の総額がこれまでの国保税額を上回ることが見込まれております。そのため、北海道では地域における加入者への影響を考慮し、可能な限り激変が生じないように調整をしながら、国保税の平準化を進めることに

ついて3年ごとの北海道国民健康保険運営方針の見直しの中で検討することになってございます。名寄市といたしましては、それらの状況を注視をしながら、国や北海道に対して市民生活の実態が反映をされるような要望を続け、今後も医療費の適正化を初めとする加入者の負担軽減につながる取り組みや協力体制を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 私からは、大項目2、名寄東病院の役割についてお答えいたします。

初めに、小項目1、内科医不足に対する名寄東病院の対応についてですが、平成15年に国立療養所名寄病院の移譲を受けて以来、指定管理者制度により上川北部医師会に運営を委託し、現在は2名の常勤医師を中心に地域の慢性期医療の一翼を担っていただいております。病院事業としての昨年度の決算は534万円の赤字となっておりますが、今年度は診療報酬の改定がさらに大きく影響しており、ベッド単価の減少とあわせ入院患者数の減少が顕著であり、運営は厳しさを増しております。このような状況に対応し、CT装置の購入による検査機能の向上や外来診療及び健康診断の分野で受け入れの拡大を図るなど、医師、スタッフの皆さんには継続した御努力をいただいているところであります。

市内における内科医療の状況につきましては、開業助成制度の審議に関連しまして御理解を賜ったところでございますが、内科診療所の相次ぐ閉鎖は市立総合病院と同様に東病院にも影響は及んでおります。しかしながら、医師を増員することを検討するまでの患者数増加は見られないことから、当面は現状の体制を維持する方向になると考えております。

次に、小項目2、慢性期医療、かかりつけ医と

しての名寄東病院の役割についてですが、上川北部医療圏内の医療需要の見込みからすると、慢性期医療については既にピークを迎えており、今後は減少傾向にあるとされております。病院完結型から地域完結型の医療に転換が図られている中で、かかりつけ医の役割が強く求められていることから、東病院においても一定の役割を担う必要があると考えますが、このことについては北海道医療計画に基づく地域医療構想調整会議の中で調整が進められることとなっております。

東病院は、慢性期の入院を重点とする医療機関でありますから、一般のかかりつけ医とは少し役割が違ってまいります。今後の安定した運営を展望するためには外来での診療をより積極的に担っていく必要はあると感じております。一方で、これから構築が図られる地域包括ケアシステムの中では、急性期や回復期の医療機関と介護療養施設や在宅との間に立って患者の病状などに応じて在宅復帰を目指した医療の提供を担っていただくこととなります。

次に、小項目3、今後の方向性についてですが、まずは来年度の診療報酬、介護報酬のダブル改定の状況を注視していく必要があります。医療においては、全体的にはマイナス改定と伝わっておりますが、細部の改定が決まらなければ推計ができません。求められる役割を果たしていくためにも健全な経営の継続に向けて対応していくことが最重要の取り組みとなります。その上で、地域医療構想や地域包括ケアシステムでの役割を担うことができる医療機関となるように、ベースは慢性期医療を中心としつつ、上川北部医師会や病院の医師、スタッフと十分に協議をしながら、細かな方向性を検討してまいりたいと考えております。

もう一方で、東病院には施設全体の老朽化という課題があります。今後求められる機能に対してどこまで対応できるかは厳しい状況が想定されますが、他の公共施設のあり方とあわせて市全体での検討になると考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 大項目3、大学生への市営住宅の賃貸についての小項目1、目的外使用として、大学生への賃貸への考え及び小項目2、大学生と市民の協同について、関連があることから一括してお答えをいたします。また、質問いただきました要旨として、一昨日の佐久間議員からの一般質問で大学生への市営住宅空き室活用についてと同様の内容と受けとめさせていただきます。同様の答弁となることを御理解いただければと思います。

道内において既に大学生への市営住宅提供を行っている事例が1件あり、事前に調査を行いましたので、その内容とあわせてお答えさせていただきます。札幌市が大学生に市営住宅を提供するに当たり、現状は札幌市と北星学園大学との間でもみじ台団地4戸に対する協定が締結されているものの、入居者の募集はこれからとされております。もみじ台団地の現状は、5階建てのエレベーターがない団地で、上階への公募を行っても入居希望者がいない状況にあり、また入居者の高齢化が進み自治活動に支障を来していることから、当該団地をモデルケースとして試験的に活用することとなっております。地方自治法における目的外使用が認められるケースがございますが、公営住宅における目的外使用については公営住宅法で本来の入居対象者の入居が阻害されない範囲内での活用が基本とされております。当市における市営住宅の公募倍率につきましては、平成24年度から28年度までの5カ年平均で4.3倍となっており、潜在的な待機者が多く存在すると認識しております。今後も市営住宅の空き室解消の課題につきましては、増加傾向にある一般空き家の早期修繕と待機者への早期提供を基本としながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

なお、今後の市営住宅入居に係る公募において、潜在的待機者への住宅供給が行き渡り、かつ空き

室対策等の目的外使用が必要となる場合は、大学生のニーズを把握するなどの状況に合った対応を検討するとともに、今後も国交省からの認可状況に注目し、道内外における先進事例など情報収集に努めてまいりたいと考えておりますので、あわせて御理解願います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 粕谷上下水道室長。

○上下水道室長（粕谷 茂君） 私からは、大項目4、風連地区のマンホールのふたについて、小項目1、マンホールカードとしての活用について及び小項目2、保存の考え方について、関連がありますので、一括してお答えいたします。

現在市内には、3,662基の下水道マンホールがあり、そのうち風連処理区につきましては563基ございます。風連の下水道整備は、平成5年9月から着手し、平成9年8月より供用開始しております。マンホールのふたに関しましては、耐用年数が車道で15年、歩道で30年となっております。一部更新時期を迎えている状況でございます。現在長寿命化計画に基づき、名寄処理区につきましては随時更新を実施しているところでございますが、今後風連処理区につきましても本格的に更新をしていかなければならないと考えております。

現在のマンホールのふたは、全部で4種類のデザインがありますが、4種類とも開閉方法及び開閉器具が異なり、維持管理上比較的簡易な開閉方法であります名寄処理区のデザインマンホールに統一し、効率化を図っております。そのため、風連処理区のデザインマンホールは今後減少していく傾向でございますので、これまでの下水道の歩みを残す意味合いとして、将来的には展示等の方法で保存していきたいと考えております。

次に、マンホールカードの活用についてでございますが、マンホールカードとは下水道の普及活動を目的としたカード型の下水道広報用パンフレットでございます。今コレクターの方々が大変人気があり、たびたびマスコミ等でも紹介されて

いるところでございます。これは、国や下水道関連団体等で構成する下水道広報プラットフォーム、略称GKPといいますが、こちらによって運営されており、カードの発行や管理については一定のルールが設けられております。幾つか紹介させていただきますと、一度に発行できるカードの種類は全国でおおむね50種類程度と制限されていることやカードにするマンホールが実際に存在していること、また配布については原則設定している配布場所1カ所に来てもらわなければ配布できないこと、基本的には継続しなければならないことなどがあります。カードの発行の際は、このようなルールの中で運用していかなければならないこととなります。

当市におきましては、平成28年度末時点の汚水処理普及率が95.9%となっており、一定程度下水道の普及は図られているものと判断しておりますので、本来のマンホールカードの目的としての活用は低いものと考えており、下水道事業としてはマンホールカードの作成は考えておりませんので、御理解いただきたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） それでは、それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問等行わせていただきたいと思っております。

まず最初に、国保のことなのですがけれども、いまだにお知らせすることができない状況にあるという御答弁でした。どこまで決まっているのか、そして何が決まっていないのか、なぜこんなに決まらないのか、もうこれが市民の思いであり、そして業務に携わる自治体の皆さんの思いは、これは一緒だというふうに私は思っています。ある自治体の方からは、こんな準備状況で来年4月のスタートは無理でないかと言った方や保険料統一なんて絶対無理ではないかと、そんな声まで上がっているというようなこともお聞きしているところです。本当に市民も困っている、自治体の皆さん

も困っている状況なのですけれども、本市における考え方、改めてこの決まらないところに対するお考えありましたら、お聞かせをいただきたいと思えます。

○議長(黒井 徹議員) 三島市民部長。

○市民部長(三島裕二君) まさに議員から御指摘をいただいたとおりでありまして、当初の想定では12月の議会に提案を差し上げて、4月からというような想定もしていたのですけれども、改めて今後のスケジュールという部分で北海道のほうから示されております。先ほどことしの11月に仮係数による第1回の本算定を行ったということで申し上げましたけれども、平成29年12月、ことしの末です。国のほうから確定係数が12月末に提示をされると。ここが起点になりまして、この確定係数の提示を受けて、今度は各都道府県では国保事業納付金等本算定を行うこととなります。これは、北海道が行います。北海道から各保険者に対して国保事業納付金と標準の保険料率が通知をされます。こういうスケジュールになっています。その時期が明けて平成30年1月の下旬ということになってございます。しかも、この後退職分というのがまだ作業がございまして、最終的な数字の確定というのは2月の下旬の予定ということになってございます。

再三申し上げております最大の関心事である国保税負担の姿、これは一番関心があるのですけれども、この2月上旬に示される数字が示されない限りは議論がスタートしないというか、そこからスタートというような形なものですから、足りなければ負担増という形になりますし、余り想定はできないのですけれども、逆に安くなるというようなこともあるのかと。それは、いずれにしても数字が出ないとわからないということでは、そこがスタート、3月の第1回定例会にぎりぎりの作業状況、運営協議会の議論も当然必要になってきますので、日程的にちょっとタイトで厳しいのですけれども、いずれにしましても4月から新たな

国保制度が始まるということではしっかりと対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(黒井 徹議員) 川村議員。

○5番(川村幸栄議員) 実は、私は年が明けたらはっきりするのですかと聞こうと思っていました。ところが、1月下旬でもまだ示されない。2月の下旬だと。でも、ひょっとしたらこれも延びる可能性もあるかなというふうに私は思っています。私が思っている中では、やっぱり先ほど部長からのお話にもありましたように、道内の皆さん方、半数を超える保険者のところで高くなる。法定外繰り入れもして値下げをされているところもありますから、高くなると。そういう大きく高くなるということに対する、国が今頭を悩ませているのだらうというふうに思っているのです。激変緩和措置も言われていますけれども、この中で確認をしたいのですが、実は私が調べた中で北海道の場合、激変緩和措置、28年度の決算値を基準にしてというふうに見たのですけれども、先ほど部長の御答弁の中では29年度の決算も見ながらということ、これは基金の運用にかかわってということと理解をしいのか、ちょっと確認をしたいと思えます。お願いします。

○議長(黒井 徹議員) 三島市民部長。

○市民部長(三島裕二君) 今質問いただいたとおりでありまして、基金の状況につきましては今後の財源不足というのですか、それを補うための基金をどのように運用していくのか、上げ幅によっては基金が足りないというような状況が想定されますので、基金をどの辺まで活用できるかという、そういう意味で申し上げました。

○議長(黒井 徹議員) 川村議員。

○5番(川村幸栄議員) 激変緩和措置も今のところは、北海道でいうと6年間だというふうな資料もあるところですが。本当にこれがどこまで私たちのことを思ってこの制度を変えようとしているのか、なかなか読み切れないところがあります。

ただ、これ厚生労働省、10月23日に仮算定のところを出した資料の中に、市町村は実際に保険料を賦課徴収する立場から、被保険者の実感に配慮した、実感にです。実態でない、実感に配慮した激変緩和を検討することと、そのように書かれています。本当に高いと皆さん感じている中ですので、激変緩和も含めて検討していただくこと、そして少なくとも値上げになるようなことだけはならないでほしいと強く思っているのですが、この部分についてお考えをお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 先ほど来申し上げておりますけれども、数字が出てからの議論ということになってくると思います。ただ、構造的に国保については加入者が所得の低い方が多いという実態もございます。そのあたりは十分配慮をしながら、運営協議会の中で議論を尽くしたいと考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） それでは、次に移りたいと思います。

名寄東病院の役割についてであります。来年度診療報酬、介護報酬の改定、引き下げによって本当に厳しい状況の中での今回の誘致条例ですので、この誘致が早急に進めばいいのですが、そう早急に進まない場合のときも考えると、やはり東病院の役割は非常に大きいものがあるというふうに考えています。先ほどのお話もありましたけれども、指定管理委託している上川北部医師会の皆さんとの関係もあるかとは思いますが、やはり東病院の機能強化、必要だなというふうに思っています。先ほども紹介ちょっとありましたけれども、水曜日の午後の診療が実施されていて、私なんかも利用させていただいているところでありますけれども、あと健康診断の内容の拡大、そしてことしの春だったと思いますけれども、CTの新機種が導入されているというわけなのですけれど

も、さらに機能強化も必要ではないかというふうに思っています。機能強化の中では、医師、看護師など医療スタッフの安定的な確保が必要になってくるわけですが、この部分も含めて再度お考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 東病院について、機能評価も含めてということですが、まず再度今東病院どういう状況かということなのですけれども、特に平成29年の診療報酬の改定等もじわじわと影響が出まして、やはり経営体制厳しくなってきたという状況であります。特に入院患者数が減ってきていますので、そこが非常に大きな影響を与えているということでもあります。そんな中で、今議員御指摘のとおりCTの導入ですとか、健診、それから水曜日の午後の診療ですとか、外来に力を入れているというところでもあります。

これからどのような形でこの東病院を運営するかと。非常に大きな課題でありますけれども、やはり名寄市の病院事業会計の中で申しますと、名寄市立総合病院があって、東病院があると。この2つでもって、平たくいいますと急性期と慢性期をそれぞれ担っていくということがあります。ここの部分はしっかりとやらなければならないということでもあります。その上で、今開業医の部分でのお話がございました。幸い開業医の、ここで名寄市に開業していただくというお医者様が出てくれば非常にありがたいことなのですけれども、その間やはり東病院の役割は非常に大きいと思っております。入院患者数が減っていて、外来に力を入れているのですけれども、全体としては今の報告ではまだ昨年度よりも外来患者、外来の方はふえてきているのですが、まだまだその分については余裕があるということですので、それも含めてさらに東病院、そこをきっかけに頑張りたいなというようなお話も伺っているところでもあります。

それから、今後機能強化というところに踏み込

むところなのですが、これから地域包括ケアシステムの構築ですとか、それからいろいろな医療機関相互の関係をどういうふうにつくっていくかという課題が待っております。現状では、その部分も一緒に考慮しながら、その中でどういう機能強化を図るかというような議論がこれから進んでいくものと考えておりますので、御理解よろしくお願いたします。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 本当に私も患者としてお世話になっているものですから、かかりつけ医としての東病院の役割は十分実感しているところであります。日常的には東病院で診ていただいて、この間も市立総合病院で検査等してもらおうということで紹介状をもらって行ったのですけれども、例えばそういう意味でいうと一遍に市立総合病院に行って次々診療してもらって検査をというふうになるよりは、私はかかりつけ医として見てもらっていった中で市立総合病院で検査をしていただくということであると、いつも話題になる待ち時間の問題なんかも解消されるのでないかなというふうに思いながら、この間から東病院にお世話になりながら考えていたところであります。かかりつけ医のところは、もっともっと多くの人に知っていただいて、使っていただいたらいいなと思うのです。

先日行ったときには、子供たちのインフルエンザの予防注射にたくさん来られていました。びっくりするほど、小さい子供が走り回るぐらいたくさんいらして、こういうふうなところというのも東病院としての大きな役割なのかなというふうに思いながら、そういうことを見ているとやっぱり東病院の機能強化といいますか、強化していく価値は大きいなというふうに思いながら来たところであります。その辺について再度重なりますけれども、お考えをいただければというふうに思いますが。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 本当に外来に力を入れているということで、健診も含め、あるいは予防接種等も十分東病院でまだまだ受け入れる余力があるというふうにお聞きはしております。

改めて東病院ですけれども、指定管理者制度でやっているということがございますので、指定管理者制度ならではのいろんなやり方も1つあるかなとは思っております。個人的に東病院の吉田院長とお話する機会もあるのでありますが、その中ではいろんなお話が出ておまして、例えばなかなか東病院、それぞれ過去の経緯からいきますと、位置が名寄から、中心部からちょっと離れている、そういうような状況をどうしたらいいのだろうかとか、悩みもお聞きしているところですが、指定管理者制度ならではのいろんなそのやり方もあるかと思えます。根本的な機能強化になりますと、先ほども申しましたとおりこれから地域包括ケアシステムの構築ですとか、そういったところの中でどういう役割を持つのか、これは当然北海道の地域医療構想の中で議論も必要になりますけれども、それとはまた別に今やれるものは何かということをも十分詰めていくのが選択肢としては一番よろしいのではないかなと思っておりますのでございます。今後また指定管理者側ともいろいろ協議させていただいて、いい方向に行けるような協議進めてまいりたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 病院事業改革プランの中でも書かれていますけれども、地域の皆さんの医療を担う地域に根づいた医療機関として、安心して受診、療養ができるというようなことが書かれていますので、そういった部分では市立総合病院、そしてその後方支援病院という立場といたしますか、そういった中での東病院の役割が大きいのかなというふうに思っています。

あと、今ちょっと出ていたことなのですが、事業改革プランの中にあります急性期病院からの新規入院患者紹介率目標が平成32年度が35%に、

年々ふえているのですが、入院患者数今少なくなっているというお話の中で、そのこととあわせてこの地域に合った在宅医療体制の構築も必要かなというふうに思っているのですが、風連の国保診療所が行っている在宅医療の問題、こういったところの関連性もあるかというふうに思いますが、この点についてのお考えがあればお聞かせをいただければと思うのですが。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 在宅医療という形に踏み込みますと、お医者さん、それから看護師さん初めとするスタッフにかなり高度な技術、あるいは要求がされるということです。現状の東病院は慢性期医療、そして今外来に力を入れているところでありますから、急速な転換というのはかなり厳しいのではないかというのは率直な考えで持っております。ただ、これからの医療のことを考えますと、それも選択肢の一つには入ってくるのではないかなと思っております。具体的な検討はまだしておりませんが、先ほどの地域包括ケアシステム、あるいは地域医療構想の中で改めて東病院の役割、そこへ行くべきなのか、あるいは介護とのつなぐ部分なのか、いろんな選択肢はあると思います。そこは幅広に構えながら今後進めさせていただきたいと思っております。

それから、紹介率の関係ですけれども、全体の中で今入院患者さんがどうなるかによってかなり病院経営が左右されるということになっておりますので、平たく言いますといろんなところでしごぎを削っている状況になっているかなと思っております。ここは、指定管理者側のほうの役割にもなりますので、改めて実態について意見交換させていただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） それぞれ東病院もいろいろな、先ほど建物の老朽化も含めて立地条件であったり、また院外処方箋の問題も利用されている方々からもお聞きするとやはり不便さも感じて

いるという状況で、一遍にはこれを解決するということは難しいとは思いますが、先ほど副市長もおっしゃったようにできるところからということだと、この点についてのお考え、もしお聞かせいただければというふうに思いますが。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） なかなかすぐこれというものが無いのですけれども、今議員とやりとりさせていただいた中で、改めて東病院は名寄市立総合病院の後方支援の病院という役割もございませう。今お話ししますと、少しずつ外来もふえていらっしゃるし、それから予防接種の子供たちも来ているということでありますので、そういったところは明るい兆しが見えておりますが、改めてこの東病院の役割について市でできることといえますと、まずはこの立ち位置をしっかりとPRさせていただくこと、そして今こういうことをやっているのだよということ、これは指定管理者のほうとも相談あります。いろんな要件ありますけれども、まずそこを広く市民の皆さんに改めて周知させていただく。その上で、ではどこに課題があるのかというのはまだちょっとすぐは見つかりませんが、今ありました院外薬局の話等もありますので、いろんな形でそこをフォローできる仕方があるかどうか、そこをあわせてできるだけ早目にここは検討させていただきたいと思っております。まず、この東病院の立ち位置を改めてしっかりと周知させていただくことが今すぐできることではないかと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） ぜひとも立ち位置も含めて前向きに御検討いただくことを希望したいというふうに思います。

次に移らせていただきます。大学生の市営住宅の賃貸についてであります。先般の佐久間議員の質問にもお答えがあつて、ちょっと難しいようなお話があつたと思うのですが、少し違ったところからお話を伺えればというふうに思うのですが、



実は私もあることをきっかけに市内の全ての市営住宅回らせていただいたのです。空き家が多い。そして、政策空き家も含まれているかと思いがらも、こんなに多かったのだったつけというぐらいでした。というのは、市営住宅の入居の御相談を何件か私も受けていまして、後でちょっとお話ししますけれども、今入居希望の傾向といえますか、そういったのが変わってきているのかなというふうに思いながらいたところだったのですけれども、御相談を受けているのに空き家が多いというふうなことで思いながらずっと市営住宅回ったところ。そのときにふと思出したのがこれは栄町55団地に住まれた方から一番最初に言われたのですけれども、空き室が多くて、冬になったら除雪当番ありますよね。除雪当番が非常に大変だと。これこのまま空き室がふえていったら、もう除雪大変でここに住んでいられなくなるかもしれないと、そういったことを言われたのです。その後何人かからもそういう同じようなことを言われていた。そして、雪降るちょっと前だったものですから、これ本当に雪降ったら大変だと改めて思い返しながらいって、ここに若い大学生、力いっぱい大学生にこういうところに入居していただいて、順繰り回ってくる当番の一翼を担ってもらえたら助かるのでないかなというふうに思いながらいたところでありました。ボランティアのお話もさきの質問の中で出されてました。ですから、大学生と市民との協同を強制するものではありませんけれども、ただ高齢者の方々の冬の暮らし、この暮らしを応援していくという立場からも、空き家を利用して入っていただくことを必要ではないかなというふうに思っているのですが、改めてお考えをお聞かせください。

○議長(黒井 徹議員) 天野建設水道部長。

○建設水道部長(天野信二君) 改めて市営住宅の空き家の関係で、ぴったりと的を射た答弁になるかどうかちょっと心配ですけれども、私もこの任務について一番最初に行ったのが全ての市営住

宅の団地を回ってみるということでした。春先に回りまして、今議員言われたとおり外見からも、そして一部空き家なども中に入りながらというような形で、一昨日の佐久間議員の答弁の中で、大ざっぱな数字で、ちょっと今メモなくて恐縮なのですけれども、私どもの今管理する公営住宅というのは約900と、899ということで、そして政策空き家、近い将来取り壊しも含めてというのがほぼ200と。そして、一般空き家でどんどん、どんどん直して、ニーズに追いつくために改修してという約100強ということで、いろんな機会です。そのような形で説明をさせていただきます。当然900のうちの約300近くが一般空き家と政策空き家ですから、相当数これはあいているなという印象も持たれていまして、今後どうしていくかというのはこれが私ども市営住宅行政の大変な柱になってございます。

御承知のように公営住宅の長寿命化計画というのを既に立てて、そして29年度常任委員会等でも説明をさせていただきますけれども、当然象徴的には今北斗団地、新北斗団地を中心に新たに建てかえ、住みかえ、そして全体的な戸数の調整をさせていただきながらというような形になっています。そういった計画を持ちながら、向こう10年間の中で政策空き家の解消なども含めて、それ以降も団地等の改修、建てかえ等々には努める計画を持っているところでございますので、900近くある数からかなり絞り込む形で実際にお使いいただける住宅の戸数の比率というのを高めていくと。当市の市営住宅、古いものでは昭和50年代でほぼ40年経過しているものが多いものですから、そういうものについてはどんどん、どんどん改修なり、そして政策空き家で本当にもう全体のニーズの数で、スクラップする部分も当然出てくるでしょうし、今そういった整理をさせていただこうという計画、決意を持っているところでございます。

市営住宅の中で、今お話しのとおり冬期間だと

か、例えば駐車場の除雪などお互いの協力で行っていただいているケースもございますし、お互いで共益費というか、俗に言う割り勘で整理をさせて業者の方お願いするケースといった、当然お互いに力を合わせて住みやすい環境づくりをしていただいています。公営住宅の基本としては、そこに私どもが指図をすると言ったらおかしいのですけれども、こういった形でというよりも、それはそれぞれの団地の中のコミュニティーを使っただいだいての話し合いの中でやっていただいたこととございまして、大変今の現在でそういった形での御苦労いただいているのは十分承知しておりますけれども、将来的には先ほどの計画にのっとり団地などの改修だとか住みかえだとか、さまざまな方策というのは今後とられていく中で、時間はかかりますけれども、少しずつ解消の方向に行けるのではないかなというふうに思っておりますので、そのようにお考えいただければと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 公営住宅入居に対する、先ほどもちょっとお話ししました。考え方が多様化しているように感じるということなのです。もちろん公営住宅法に、この目的に沿って健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備して、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で貸し出しすると。そして、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とすると。ここに沿っての希望者があって、希望しているのですけれども、私も先ほども言ったようにいろんな方々の御相談を受けているのですけれども、高齢化が進んでいる中で、通院に便利であることだとか、それから買い物等への利便性が大きい、そういったことのそれぞれの暮らしぶりが非常に応募する中で大きく影響しているといった状況が生まれてきているのです。最初は、ちょっと私も理解しがたかったのですけれども、そういう中でやっぱり希望者、希望する人が殺到する場所、そうで

ないところ、この待機数が先ほど佐久間議員の質問にも答弁されていましてけれども、4.3倍というふうになっていましてけれども、ただアンバランスが非常に大きいというふうに思っているのです。そうした中で、このあいているところに大学生への経済的支援や、また多世代交流の拡大、取り組みということでは、大学生の市営住宅の空き家利用促進も含めて前向きに取り組む時期になっているのではないかとというふうに私は考えているのですが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 確かに今募集に応募いただける方、平均にならしますと先ほど言ったような倍率ということで、公営住宅を求める声というのは強いのはこれももちろんでございます。ただ、議員御指摘のとおり、それぞれの生活スタイルだとか、さまざまなそういったニーズといえますか、やっぱり偏りもあるのかもしれませんが、とりわけ公営住宅、ほぼ現存の場所に北斗団地、新北斗もそうですけれども、そういった意味での距離感というか、そういう生活への利便性等々もさまざまな形で多様になっているのは事実でございます。ただ私ども先ほどもまずはという、もう昭和50年代だとか、当然新旧というか、そういう形でしっかりと新しい生活環境をまず提供できる状況はしっかりと整えるというのが基本的な考えにのっとり、御存じのとおり新たなところに場所を設けて新たな形というのはこれ一定程度の敷地の問題なども含めて課題大変多いので、現状の中で最大限公営住宅現存しているものを、そしてさらにリニューアルというか、していく形の中で御満足いただけるものを提供していく中で、公営住宅の空き室等々をできるだけ少なく、減らしていくという基本目標というか、そういった形で持っているのは御理解いただけるのではないかとというふうに思っております。

確かにそのすき間と言ったらちょっと語弊があるかもしれませんが、そういう間の中でさ

さまざまな工夫をして学生の、それはお話しのとおり経済面だとか、さまざまな学生さんの状況もありますし、今現在先ほど例によく挙げます札幌市の取り組みについても御承知のとおり、地域とのボランティア活動というか、やっぱりそういった視点での全国的に大都市部で、大学の多くある先進都市といったところで大学生の地域との福祉活動的な形の中での供給するものとして、残念ながら御承知のとおりもみじ台団地も昭和40年代の団地でございまして、同じ公営住宅を担当する立場でいうと、しかも5,000戸から6,000戸の団地でございまして、恐らく長寿命化計画でそれをリニューアルするとなると相当厳しい条件もある中での、大変厳しい条件の中での活用方法を見出している、札幌市から私ども限定的でかなり特定のなそういう条件を付して、なおかつ試験的な取り組みとして今回やってみるといふ、そういった担当レベルでの話を聞かせていただいております。なかなかその条件と今名寄市の先ほど言った長寿命化計画に基づいて、できる限りの一般の家庭の方々に公営住宅、新しいもの、よいものを提供する流れといいますか、これはしっかり方向がそろいかどうかというのは大変慎重に考えなければならぬ部分というのはあるのだろうといふふうに思っております。状況等々については十分札幌の例だとかも含めて把握しながら、研究しながら、そして恐らく学生さんと、また地域の皆さんとのかかわりや何かでそういった議論というか、よりよい方向があればいいなといった声も将来出てくるのかもしれませんが、ただ、今の現状では私どもの公営住宅の立場ということで御理解いただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 川村議員。

○5番(川村幸栄議員) 先ほどもお話があったように、大学生からの情報収集も含めて、公営住宅法との関連も含めて、名寄市でいえば市立の大学ですから、そういう意味では公営住宅との関連

もちょっとほかのところから比べると状況はいいのかなというふうに思ったりしていますが、ぜひともこれからの方向性に向けて前向きに御検討いただければというふうに思っております。

残り少なくなりました。マンホールのカードについてお伺いします。配布方法であるとか、発行のことだとか、いろいろ私も調べさせていただきました。配布方法については、自治体ごとに場所だとか、時間だとか、休日の対応、それは自治体ごとでとり行うことができるという状況があるかなというふうに把握しています。先ほど奥村議員のほうからも車内での配布もいいのではないかと、これもベターかなというふうに思いながら聞いていたところであります。例えば存在している風夢くんのデザインしたマンホールのふたは今雪の下になっていますけれども、使われているわけですから、今発行すればもう今使えるということですよ。それから、継続のところも、例えば青森だったかと思うのですが、今全て配布が終了してしまっているの、増刷時期については検討しているし、更新についてもどうするか検討したい、そんなようなこともありますので、一回発行したらもうずっとしななければならないような、何かそういうふうには私は聞こえてしまったのですが、そういうことではないということかなというふうに思っています。

それで、そういった状況もありますので、ぜひともこのマンホール、風連地区の風夢くんをデザインしたものです。合併10年が過ぎて、カンントリーサインにも使われていた風夢くんですが、風連地区の皆さんにも親しまれてきたキャラクターですし、なくなっていくことに寂しさを感じているのは私だけではないというふうに思っているのです。それで、風連地区にお住まいの方からも声がかかりました。この質問取り上げるといふことで、そしてこの場所にしかない、そして地域性が発揮されている、そして今後なくなっていくかもしれないけれども、その歴史として残して

いくという部分では実物を残していくのもあれですけれども、そういった実物が残されないのであればカードとして残していったって、地域の皆さんの意識の中に残していくというようなことも必要かなと思うのです。きのう、おとついでしたか、松浦武四郎カードも出ている。松浦武四郎カードができて、マンホールカードができない。これはどうしてなのかというのをお聞きして、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 粕谷上下水道室長。

○上下水道室長（粕谷 茂君） 1点、風連のデザインのマンホールにつきましては、風連庁舎のほうに展示しておりましたが、風連庁舎平成23年に改修するとき、今の風連の下水道処理場に展示しているマンホール、そのまま置いておきますので、今後につきましては風連のマンホールについては先ほどもお話ししたようになっていくことでなく、風連の歴史という部分で今後風連のマンホールが順次交換してなくなるときには、新たに展示については今の処理場がいいのか、どこで展示するのか、そのあたりについては再度検討していきたいという考えでいるということで御理解していただきたいと思います。

もう一方、マンホールカードでございますが、議員もいろいろと調べられているということで、こちらについては下水道広報プラットホーム、GKP、こちらの事業に参加するということで、先ほど言いましたように厳粛な、いろんな厳密なルールがあります。その中での部分については基本的には継続し続けなければならないということで、今一過性のブームということでつくっても、つくったからいいということではなく、基本的には継続して在庫を確認しながらつくっていくというのが基本になりますし、今回この12月に先ほどお話あったように66種類、ただ申し込みは160以上あったということで、その中で選考されて約3分の1、言いかえすと100の種類が選考から漏れているということ、そういうことで考えま

すと、先ほど風夢くんのデザインということですが、基本的にはなくなっていくものをデザイン化していく部分、もう一つは名寄処理区との兼ね合いという部分、こちらについてはもしマンホールカードをつくるについても検討していかなければいけないものというふうに思っておりますが、今後につきましては今一つのブームということもあります。議員がおっしゃるように、観光、イベントの入り込みという部分もあるかと思っております。管内では、この8月から取り入れた団体もありますので、今後につきましては観光担当部局とも連携をしながら、それら先行した各近隣の市町村の動向を調査研究させていただければと思っておりますので、御理解していただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第1号 名寄市総合計画審議会条例の制定についてを議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会、東千春委員長。

○総務文教常任委員長（東 千春議員） 議長より御指名をいただきましたので、平成29年第4回定例会付託議案第1号 名寄市総合計画審議会条例の制定についての委員会での審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会は、平成29年12月11日に開催し、審査を行いました。

冒頭説明員より条例第8条に基づき、条例施行規則で定める予定の事項について説明を受けまし

た。現行の名寄市総合計画策定審議会条例施行規則と同様に、審議会専門部会や事務局の運営に関する基本的な事項を定めることになる。ただし、事務局組織及び運営は名寄市において開催する定例の庁議、部・次長会議などの枠組みなどを活用し、随時報告、状況の共有を部局横断的に行うことでより効果的で簡素化した運営をしていただきたい。その他規則で具体的に文字にすることはないが、数値目標設定の原則化、評価、検証作業を行ってから策定に直接フィードバックする等、そのような運営を行う。専門部会で積み上げたものを総務部会で全体調整をする従来の手法から、全体会議で大きな方向性について議論を行ってから、場合によっては専門部会などを設けて全体の方向性について各分野の肉づけをしていく、そのような運営にしていきたいとの説明を受けました。

委員からの質疑では、審議会の委員を30人以内とする根拠はとの質問に、北海道の附属機関に関する指針では委員の数は15人以内としている。近隣及び類似自治体の総合計画審議会委員等の数は、富良野市15人、士別市20人、下川町25人、稚内市32人、旭川市30人、千歳市35人となっている。名寄市の人口規模からは15人から20人ぐらいが適正かと考えたが、今回この審議会で行う事項、策定と推進及び検証のほかにもまち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会を兼ねることとしており、同委員会については国の法律に基づく通知などであらかじめ産官学金などの代表者を入れなければならないという要請もあり、そういう事情も加えて30人程度が適当と考えた。まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会との関係についての質問には、この条例制定に当たって名寄市総合計画策定審議会条例と名寄市総合計画推進市民委員会条例は廃止になる。まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会は要綱で定めているが、こちらの委員会も統合の対象となっているので、要綱の内部で廃止の手続きをとり、現行の委員会の委員の方にも委員会の方々は来年6月ま

での任期であるが、今年度末で終了し、新しい審議会の立ち上げとともに一体化される。専門部会運用の仕方をどのように想定しているのかとの質問に、現時点で部会の数や人数について確定はしていないが、現行の6部会でなくてもよいと考えている。公募の委員を含めて委員の構成が固まったときにどういう部会の立て方で、個別分野について議論したらいいのか、委員になられた方々と議論の中で確定していきたい。第5条第3項、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときとあるが、会長が欠けたときは具体的にどのようなことを想定しているのかとの質問に、文言の関係で欠けたときが追加された趣旨は最近の整備の仕方ということで、事故あるとき、また欠けたときという整理をしている。会議の公開の考え方についての質問には、公開についてはの文言は今回あえて規定していないが、原則公開ということは名寄市の自治基本条例上の要請、附属機関の性質によって当然であり、審議会等条例をつくるに当たってはあえて規定をすることはしない。当然公開とし、議事録等の公開も引き続き行っていく。第2条第1項第3号のその他市長が必要と認める事項とはとの質問に、行財政改革の際、または総合計画に密接に関連するもの、また国等からの求めがある場合が考えられる。審議会の独自性についての質問に、審議会は諮問から始まるが、いつでも開催できる仕組みになっている。行政評価やローリング以外でも必要に応じて回数や時期を問わず開催することができる。第3条第2項第1号、学識経験者とあるが、有識者との違いはとの質問に、実質的に大きな違いはなく、有識者のほうが範囲が絞られている意味合いもある。学位等にかかわらず、この審議会であれば総合計画に関して何らかの分野の知識があれば対象者となる。第3条第2項第2号の市内関係者団体の代表者とあるが、団体のトップを連想するが、その意味はとの質問に、特定の組織の法的な代表者を示すものではなく、代表して意見を述べてくれる人と考えている。

委員の任期を2年とした根拠はとの質問に、市長任期と連動させるのではなく、あらかじめ任期を定める必要があること、4年より2年のほうが多様な層に委員を引き受けてもらいやすいと考えている。第6条第3項、議長とあるが、議長の定めはとの質問に、会長は会務を総理し、審議会を代表することから、会長を議長とする意味合いを持つと考える。第6条第4項、会長は必要と認める場合には、委員でない者を会議に出席させることができることあるが、どのようなことが想定されるかとの質問に、会長が認めた事務方でない者、さまざまな見識を持つ人の意見を聞くことができるとの答弁がありました。

委員間討論では、審査会として市民へのわかりやすい説明と意見の聴取の方法について配慮してほしい、専門部会の今後のあり方に期待したいなどの意見が出されましたが、どちらも賛意が示されました。

その後採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務文教常任委員会の報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

正副委員長は自席にお戻りください。

これより採決を行います。

本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第4 議案第2号

名寄市病院事業管理者の給与に関する条例の制定について、議案第3号 名寄市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、

議案第4号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の制定について、議案第5号 名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条例の制定について、議案第6号 名寄市立総合病院看護師等学資金貸与条例の制定について、以上5件を一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

市民福祉常任委員会、熊谷吉正委員長。

○市民福祉常任委員長（熊谷吉正議員） 議長より指名がありましたので、御報告を申し上げたいと思います。

平成29年第4回定例会において市民福祉常任委員会に付託されました議案第2号 名寄市病院事業管理者の給与に関する条例の制定について、議案第3号 名寄市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、議案第4号

名寄市病院事業の設置等に関する条例の制定について、議案第5号 名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条例の制定について、議案第6号 名寄市立総合病院看護師等学資金貸与条例の制定についての審査経過と結果を報告をいたします。

委員会は、12月5日に岡村市立総合病院事務部長、渡部同参事ほか担当職員の出席を求め、開催をいたしました。

最初に、説明員から各条例案の目的、趣旨等について、各条例案の共通することは地方公営企業法の全部適用に伴うものであり、議案第2号、第3号は新規制定、議案第4号、第5号、第6号は全部改正である。議案第2号 名寄市病院事業管理者の給与に関する条例の制定については、法第7条により管理者を設置することから当該管理者の給料及び手当について定めるもので、第3条で管理者の給与の上限額を定めている。議案第3号 名寄市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定については、法第38条第4項に基づき病院事業職員の給与の種類及び基準について定めるもので、名寄市職員の給与に関する条例

と異なる点として具体的な給与の額等については管理者が定める企業管理規程で決定する。企業職員は、一般の公務員と異なり、労使関係で協議を行い、その合意事項は労働条件になる。議案第4号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の制定については、全部適用の根拠及び管理者の設置について定めるほか、管理者の設置に伴い、これまで市長の権限であったものについて管理者に移管をするもの、議案第5号 名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条例の制定については、管理者の設置に伴い診療報酬等の内容の決定について管理者が行うことを定めるもの、議案第6号 名寄市立総合病院看護師等学資金貸与条例の制定については、管理者の設置に伴い看護師等学資金の貸与について所要の改正を行うものと説明を受けました。

審議の方法として議案ごとに審議を行いました。質疑等がない議案については省略して御報告をさせていただきます。

議案第3号 名寄市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、各委員の質疑では、1つ、管理者が定める企業管理規程の考え方について、2つ、労働協約と議会の関与について、3つ、不採算部門を抱える市立総合病院の赤字経営と病院職員の給与の水準について、4、扶養手当、地域手当の適用について、5、地方公営企業法と労働関係法の理解及び争議行為についての問いに対し、説明員からは、1つ、地方公務員の労働関係と大きく変化する部分が従来は給与条例で詳細まで定められていた内容が管理者が定める企業管理規程で定めるという中身だが、労働組合との協議では労働条件等の大きな変更はなく、来年4月の時点での規程は現在の給与条例の内容から大きくかけ離れるものではないと想定している。給料表については、従来は条例で定めていたが、地方公営企業職員の労働関係に関する法律及び労働法上の位置づけが変わるため、労使協議の上労働協約で定めることになる。給与の決定等に

ついては、法的には事業管理者が行うが、あくまで市立総合病院であり、設置者、開設者は市長であり、恣意的な改正や赤字を職員にしわ寄せすることのないように進める。2、新たな手当の創設など給与の種類及び基準は条例により議会の審議事項であり、経営状況も四半期ごとに常任委員会に報告することとなる。3、4月以降の段階ですぐさま給与水準を下げることは全くない。ただ、当事業がそれを行うかどうかということについてはそのようなことができる仕組みであり、全く否定はできない。それは、全部適用でなくても一部適用でも起こり得ることである。4、手当等の規定は従来の給与条例と変わらない。地域手当については、現在当院での支給例はないが、今後検討することはあるかもしれない。5、一般の公務員と公営企業職員との労働関係の違いは、正式に労働組合をつくる権利があり、労働委員会のあっせん等を一般の民間の労働組合と同じ立場で受けることができる。争議権は従来どおり認められていない。従来の職員団体との大きな違いとしては、労働協約、自分たちの労働条件の決定が協約という形で認められており、法律上労働契約と条例、規則、規程等が矛盾する場合は労働協約が優先して条例等を改正しなければならない義務が法律上定められているとの答弁がありました。

議案第5号 名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条例の制定についての各委員の主な質疑では、1、分娩介助料について、国から支給される出産育児一時金の42万円より上がることはないか、2、文書料1万1,000円になる根拠はの問いに対し、説明員からは、1つ、分娩介助料については当院の実績は平日、昼間の分娩の場合、休日、深夜の分娩の場合、医療行為である帝王切開など料金体系が違い、相当な幅がある。出産育児一時金の42万円を超えるケースは一、二割程度あるが、ここの部分を上げることはない。2、文書料については今後の診療報酬改定に対応できるよう上限額を定めたものであり、現時点で引き

上げる考えはないとの答弁がありました。

議案第6号 名寄市立総合病院看護師等学資金貸与条例の制定について、各委員の質疑では、1つ、学資金の貸与では第4条で貸与月額上限額を10万円から15万円としているが、その考え方について、2、条例改正後貸与者に対して貸与後の諸条件の変化があった場合のケースごとの対応は、3、看護師等確保施策の他市及び他病院との比較について、学資金貸与期間を勤務いただいた後の引きとめ策は、4、看護師確保と診療報酬改定についての問いに対し、説明員からは、1つ、現在学資金の貸与者は60名ほどいる。現行条例の貸与月額上限額10万円の貸与を受けられる者は助産師課程に進学した学生と薬剤師課程の学生。薬剤師は不足しているが、支給貸与者はいない。助産師課程は2名。当院のこれまでの学資金の返還の免除規定は、学資金貸与期間に相当する期間を継続して勤務したとき、4年貸したら4年勤務してくださいという制度。過去の傾向を見ると学資金貸与者がその期間を超えて当院に勤めているというケースは大体40%ぐらい。それをさらに伸ばしていくことはできないか、費用対効果、投資した分が効果としてあらわれるような手法があるのではと考えている。北海道の地域枠医師制度は、医育大学在学中6年間に貸与された修学資金について、卒業後9年間の道内研修、地域勤務により返還免除となる。自治医科大学の修学資金貸与制度でも同様で、卒業後それぞれの出身都道府県に戻って貸与期間の1.5倍に相当する期間を勤務した場合は返還が免除される。事業管理者の判断と思うが、学資金貸与期間に相当する期間の1.5倍の期間を勤務した場合は返還免除となる。そのようなやり方を今後検討していく必要があるのではないか。現在学資金の貸与額が年間5,000万円に近づいている。これだけの投資をして医師、看護師確保をしている。赤字財政の中で現状としては限界に近い。先ほどの制度を適用していくにはもう少し条件が変わった状況になろうかと思う

が、今回見直しをする中で上限額については少し上げていきたいと設定した。2、貸与者の決定と任用については従来から変わるものではないが、貸与期間が長くなる場合もあり、中間時点での面談等の機会を設ける必要があるかということについては内部で協議している。3、稚内市は北海道稚内高等学校の看護専攻科の学生に対して修学資金月額10万円の貸付制度がある。稚内市はそのような高額の学資金で一時期は単年度で15人くらい採用することができていたが、ここ数年は市外に就職してしまうケースが多く、なかなか人数を確保できていない。看護師確保はどこも厳しい。学資金貸与期間を勤務した後の引きとめ策について、退職の理由は結婚、親のこと、保健師を目指していきたい等さまざまである。引きとめ策については過去から言われているが、これといって引きとめる策というのは現状はなく、例えばその時点で大幅に給料を上げることが引きとめ策になるかということ、お金ではなく看護師としての将来をどう考えるかというのが一番強い動機と感じている。今後も看護の質を高める、資格を取れるように支援するなどの内部制度の充実を進めていく。4、診療報酬改定については、看護師配置基準7対1と10対1の部分で高度な医療行為をどれだけ行ったか判定しているが、それをどのような評価基準にするか協議されている。資料によると、10対1の病院が行っている看護必要度が20%から30%ぐらい、7対1の病院では25%の看護必要度がないと報酬は得られないというくくりになっている。25%から30%のところ重複している。ここに着目した審議がされており、支払い側は30%にすべき、病院側は25%を超えられると病院がやっていけないとせめぎ合いが続いている。方向性としては、一定程度加味されてくるのではないかと。10対1でもやった分については高く取れるのではないかと。7対1のところについてはそれをもとにしてやっていないと出ないのではないかと議論が



されている。例えば7対1を10対1に下げてもやっている部分だけもらえればよいのではないかと、そういう考えもあるが、現時点においては市が7対1を継続していく必要がある。看護師をしっかりと確保していかなければ十分な診療報酬は得られないのではないかと院長と話をしている。今一番看護師が不足しているのは、夜勤対応を回していける看護師数が不足している。ここをどうするか。10対1にするとシフトの回数を減らしていくことができるかもしれないが、病院の経営に直撃することもあればそれを選択することはできないと頭の痛い問題であり、協議経過を見守っているとの答弁がありました。

このうち5件の議案全体を通して委員の主な質疑では、1つ、院長事務取扱の部分について、名寄は企業管理者が適用するのか、2、議案第4号の関係で旅費規程の関係は附則第7項で内容は別途管理者が定めることとなっているが、他の病院では設置条例、給与の関係に連動したケースもあると思うが、その経過はの問いに対し、説明員からは、1つ、企業管理者をどうするかということについては議決の後、市長と正式な協議をしていくこととなる。現段階ではどちらも考えられるという状況である。2、旅費については条例に盛り込む病院もあるが、多くに関しては旅費規程を定める場合が多い。当院に関しても旅費規程について今まで旅費の内容を変更することは想定していないので、規程の中で従来の旅費条例と同じ内容を進めていくことになる。一部認定看護師の資格取得にかかわる研修旅費の取り扱い等にもあるので、現在病院内部で協議しているとの答弁がありました。

以上の審議経過を踏まえ、原案に対する採決を行いました。平成29年第4回定例会付託議案第2号 名寄市病院事業管理者の給与に関する条例の制定について、議案第3号 名寄市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、議案第4号 名寄市病院事業の設置等に関

する条例の制定について、議案第5号 名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条例の制定について及び議案第6号 名寄市立総合病院看護師等学資金貸与条例の制定についての5件全てが原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(黒井 徹議員) これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

正副委員長は自席にお戻りください。

これより採決を行います。

本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号外4件は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時27分

再開 午後 1時27分

○議長(黒井 徹議員) 再開します。

日程第5 議案第37号 名寄市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第37号 名寄市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、住民訴訟において非常勤職員に勤務実績がない場合の報酬支給に対して月額報酬の全額を支給することを認める条例の規定は地方自治法第203条の2第2項の規定の趣旨に反し、無効であるとする判決が最高裁判所において決定をしたことから、必要な改正を行おうとするものであります。

また、非常勤職員の条例上の位置づけの解釈の誤りによってそごが生じていることから、その解消を図るため別表の支給区分及び報酬額について所要の改正を行い、平成28年4月を起点とし、現行の支給に合わせようとするものであります。

今後このようなことが起きないようにおわびを申し上げますとともに、適切な対応に当たってまいりたいと考えております。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第37号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第6 議案第38号 特別職の職員の給与の支給特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第38号 特別職の職員の給与の支給特例に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

先ほど議決をいただきました非常勤職員の報酬の支給に関しまして、条例で定められている上限を超えた支給が発生をしていることが判明をいたしました。これは、当該非常勤職員の責によるも

のではなく、行政運営上における私の責任によるところであり、市民の皆様におわびを申し上げ、執行責任者として私の給料月額削減措置を提案をするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第38号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 意見書案第1号 29年度以降「産地交付金」の満額交付などを求める意見書、意見書案第2号 主要作物種子法廃止に際し日本の種子保全の施策を求める意見書、意見書案第3号 介護保険制度改正の見直しを求める意見書、意見書案第4号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書、意見書案第5号 診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書、意見書案第6号 精神障害に対する助成の一層の拡充を求める意見書、以上6件を一括議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号外5件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。  
これより採決を行います。

意見書案第1号外5件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外5件は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第8 報告第4号  
例月現金出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長(黒井 徹議員) 日程第9 閉会中継続  
審査(調査)の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定をいたしました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第10 委員の派遣  
報告を行います。

派遣された委員の報告を求めます。

市民福祉常任委員会、熊谷吉正委員長。

○市民福祉常任委員長(熊谷吉正議員) 議長より御指名がありましたので、平成29年市民福祉常任委員会行政視察の報告を申し上げたいと思います。各委員熱心に視察を行ったものですから、予定時間もしかしたら過ぎるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。早口になりますが、お許しをいただきます。

平成29年市民福祉常任委員会の行政視察につ

いて報告をいたします。日程及び調査項目は、1月6日に東京都世田谷区の国立成育医療研究センター、もみじの家の取り組みについて、7日には宮城県仙台市の地域住民のやりがいを引き出す自主的な介護予防グループの支援について、8日には宮城県登米市の登米市立米谷病院における医療型短期入所モデル事業について、9日には岩手県宮古市の地域包括ケア実現に向けた地域ケア会議構築などの取り組みについての視察研修を行いました。以下、主な内容について報告をいたします。

東京都世田谷区の国立成育医療研究センター、もみじの家の取り組みについては、もみじの家は平成28年4月にオープンし、総事業費7億8,800万円は全額寄附で賄われ、室内は1階に居室11床とリビング、ダイニングスペース、2階はプレールーム、多目的室等が設けられています。支援体制のスタッフは、看護師15人を初め介護士、保育士等の有資格者がゼロ歳児から19歳までの子供の医療的ケアや遊び、学びの日中集団保育、そしてケアの根幹をなす食事や排せつ、入浴等の生活介助の3本柱でサービス提供を行っています。利用料金は、部屋のタイプにより2,000円から5,000円前後で利用でき、1人1回6泊7日以内、年間20日間までの利用が設定されています。

もみじの家は、重い病気で管から栄養をとる経管栄養や人工呼吸器で呼吸をするなどの医療ケアを受けながら自宅で過ごす子供とその家族を医療面と精神面から支えようと国内で初めて開設された施設です。これまでも子供のための短期滞在施設は存在していましたが、そのほとんどが家族が用事を足すためや家族が休息の時間をとることに主眼を置いていました。国立成育医療研究センターでは、高度専門医療を行うだけの医療は不完全として在宅で医療ケアを行っている子供とその家族のサポート体制と施設のあり方について模索していました。少子化が声高に叫ばれる一方で、

医療的ケア児は増加傾向にあります。新生児医療の進歩に伴い、これまで救命が困難だった重い疾患や極低出生体重児の生命を救えるようになったからにはほかなりません。こうした重度の医療ケアを必要とする19歳以下の子供たちは全国で1万7,000人、これは厚労省2017年調べ、に上ると報告されています。こうした重たい障がいのある子供、その家族の負担は24時間365日続き、地域の中での孤立や医療ケアのために親の就労が困難となり、経済的に困窮するケースもあり、身体的にも精神的にも負担が大きく、家庭環境に影響が及ぶケースも少なくありません。現在の制度では、医療的ケアが必要な子供を施設が一時的に預かると障害福祉サービスから1日1人当たり2万9,000円、入院した場合は入院診療報酬から4万6,000円が支給されるが、この差額1万7,000円が大きい。確かに福祉サービスとしての費用は一部出るものの、医療費が出ないため必要な経費の全額がカバーされていないのが現状です。とはいえ、運営資金全体の4割が寄附金で賄われている現状について、当施設のような医療型短期入所施設が全国各地に広がることで地域格差が解消し、同時に公的支援制度が拡充されることを期待していると今後の展望について説明を受けました。

名寄市には、現在2人の重度心身障がい児が小学校と中学校で学んでおり、もみじの家をモデルに医療と福祉、看護と介護の垣根を超えた新たな仕組みづくりが必要になっていると改めて痛感させられました。

仙台市の地域住民のやりがいを引き出す自主的な介護予防グループ支援について。仙台市では、高齢者の社会参加、生きがいづくりで高齢者が支えられるだけでなく、社会を支える役割を担うことができるようにたくさんの取り組みをしています。平成14年度から東北大学と介護予防モデルの共同研究を実施し、虚弱な高齢者でも定期的に運動することで機能が向上されること、70歳以

上の高齢者の20%に抑鬱症状が、そして4.5%に自殺念慮が見られる。何らかのサポートが必要ということでも明らかになりました。地域で運動を中心として健康づくりを支える住民を育成できないか、また鬱状態にあり、社会的に孤立している高齢者を早期に発見し、必要な医療につなげながら健康問題や社会的孤立防止の支援をできないかという課題の取り組みについて、平成16年度からモデル地区で介護予防自主グループの育成活動支援が開始しました。平成18年度からは、介護予防、地域包括ケアシステムの構築事業を全市展開し、法改正に伴い創設された地域包括支援センターが地域団体等と連携しながら事業を進め、地域包括ケアシステムの中核機関として機能するように取り組みが行われました。平成21年度からは、介護予防自主グループ支援事業として実施しています。介護予防自主グループへの支援は、地域包括支援センターが行い、介護予防自主グループ育成後も引き続き地域における介護予防活動を推進するために活動が軌道に乗るよう支援を展開しています。具体的な支援内容は、参加者からの相談や地域における介護予防の運動の場の相談を行っています。介護予防運動サポーター活動の支援であるスキルアップ研修の終了後、介護予防自主グループの企画、運営に携わっている方を対象にサポーターの後方支援を行っています。介護予防運動サポーターのスキルアップ、モチベーションの維持のため、サポーター1人に対して2回程度の研修機会を設け、情報交換などにより他のグループの活動状況等を知る機会となっています。

評価と課題では、地域住民が自主的に運営を行う介護予防・健康増進グループを養成し、地域住民が相互に支え合う仕組みを形成することや地域包括支援センターが地域の中で介護予防推進の役割を果たしながら地域包括ケアシステムの構築の中で中核機関として機能する役割を獲得するという目的を達成しました。一方で、事業開始から10年が経過する中で、介護予防運動サポーターの

なり手がいない地域への対応やサポーター自身の高齢化やモチベーションの維持等の課題がある中で、課題を踏まえた介護予防活動グループの創設のためにはどのようなプログラムが適切か検証するため、シニア世代向け健康づくり相談モデル事業を実施し、平成29年度から本格的に実施しています。

名寄市でも類似の取り組み等がありますが、先進地の実践的な取り組みを比較検証し、有効に生かしていきたいと思えます。

登米市立米谷病院における医療型短期入所モデル事業について。宮城県の北部には、重症心身障がい児者や介護者の支援、レスパイトを引き受ける対応施設がなかったことから、県に対し重症心身障がい者親の会が事業実施を要望し、県からの要請を受け平成28年10月1日より登米市立米谷病院でモデル事業の受け入れを開始しました。事業の内容としては、医療型短期入所の病床を1床確保する。対象となるのは、中学生以上の重症心身障がい児者、支援区分5、6の方、利用期間は一月当たり最長4泊5日となっています。県からの具体的な支援は、介護報酬と医療報酬の差額補填、利用がない日の空きベッド確保の補填、1日1万円となっています。

現状と課題について、1つ、提供する部屋は一般病棟であり、重症心身障がい者用の仕様ではなく、感染症などのリスクがある。2、遊戯室のような楽しめる広い部屋は設備がない。3、古い病院で放送受信環境など施設設備の整備がされていない。4、小児科の常勤医師がいない。5、重症心身障がい児者の看護に携わった経験者がいない。6、社会福祉士や相談員など福祉関係業務に精通した職員がいない等、悪条件を一つ一つ克服しながらのスタートとなりました。今後の医療的ケア体制の宮城県との連携については、医療的ケア等推進会議の開催により有識者による医療的ケアの課題と対応の検討や医療的ケア児者への支援の実行、相談支援事業所への病院側と利用者家族との

橋渡し役など働きかけを強化していくこととしています。

考察としては、医療型短期入所者を受け入れるには、施設面、看護師の経験、知識、社会福祉士、保育士、介護福祉士などの広範囲にわたる整備が必要となります。登米市立米谷病院では、東京都世田谷区のもみじの家と比較にならないほどの条件下で地域医療に携わる医師、看護師の仕事をする喜び、人々の役に立ちたい、希望をかなえてあげたいという使命感から実現したとお聞きし、その熱意に感動を覚えました。医療型短期入所に至るまでは、福祉窓口の申請から始まり、病院での外来受診、医師、看護師等の協議を経て可否の決定、入所契約、受診日調整、事前診察、入所と多くの時間を要することや入所を断るケースもあり、保護者等家族の心理を考察する中、配慮ある対応を心がけていました。

名寄においては、明年早々民間病院で地域包括ケア病棟の開設が予定されており、事前の実態把握の必要性も感じているところであります。

最後になりますが、岩手県宮古市の地域包括ケア実現に向けた地域ケア会議構築などの取り組みについて。宮古市では、地域包括ケア体制の推進としてこれまでも介護保険事業計画に掲げ取り組んできましたが、東日本大震災による甚大な被害により被災者、高齢者の支援の推進も重要な取り組みとして計画に掲げ、震災からの復興も含めて地域包括ケアシステムの構築と考えています。被災の影響という点では、昨年8月末の台風10号でも大きな被害を受け、東日本大震災での被災からようやく復旧した地域でも再び浸水被害等に見舞われたところがありました。

宮古市の地域ケア会議については、平成25年に見直しを行い、1つ、高齢者支援にかかわる機関の代表者による会議、2つ、地域課題について検討する会議、3つ、個別ケース検討型会議としました。しかし、1の代表者による会議と2の地域課題について検討する会議については広大な面

積を有する宮古市において地域課題の共有化を図ることは難しく、会議の位置づけや目的の共有がスムーズに進まず、連絡会議化してしまう状況にあり、昨年度から会議の再構築に取り組むこととしましたが、台風10号の被災対応なども重なり、代表者会議を一度も開催できませんでした。今年度は、個別ケース検討型の地域ケア個別会議において地域課題の抽出を意識した進行にするなどの取り組みを行っています。高齢者支援にかかわる機関の代表者による地域ケア推進会議は、構成メンバーなどを考慮して地域包括支援センターの運営協議会などの他の会議を活用することも検討しています。

現状での課題の一つは、地域での高齢化の進展であり、地域包括ケアシステムの構築する上での重要な地域での担い手の確保という点では人口が減少し、高齢者の比率が高くなるということで、地域の包括ケアの担い手も高齢者ばかりという状況にあります。このような状況の中で、現在進めている住民主体の通いの場の創出などの地域住民主体の取り組みを継続していくための支援が課題となっています。もう一つの課題は、これから設置していく地域包括支援センターが地域ケア会議を開催していくこととなるため、地域課題の明確化及び地域資源開発のための各センターの手法、技術獲得に向けた市の支援が課題になります。高齢者の住まいの老朽化なども課題であり、社会福祉協議会と連携して進めています。宮古市は、合併等で広大な面積を持っており、日常生活圏域をどのように設定しながら総合相談支援の窓口や拠点設定をしていくのか、地域包括ケアネットワーク形成をどのように構築していくのか、地域ケア会議の設定をどのように構造化していくかということが共通課題になっています。地域包括支援センターの設置を日常生活圏域を基本区域とした中学校区で見直し、地域ケア会議も同様に日常生活圏域単位で設置することで個別レベルの日常生活圏域レベルの相互、日常生活圏域レベルと市全域

レベルとの相互という3層構造のネットワーク形成と課題検討が可能な地域ケア会議の全体構造が組み立てられています。

名寄市としても個別ケースの検討と地域課題の発見、解決に向けた検討を行う場を連動させることを考え方のベースとして、地域ケア会議を構築するべきと考えています。

終わります。ありがとうございました。

○議長(黒井 徹議員) 次に、経済建設常任委員会、奥村英俊委員長。

○経済建設常任委員長(奥村英俊議員) 議長より御指名がありましたので、平成29年度経済建設常任委員会行政視察について報告いたします。

当委員会では、議会基本条例に従い、年間の課題を名寄市日進地区再整備基本構想の今後のあり方と市内経済の活性化をテーマとし、課題に沿った調査研究議論を進めることとし、11月13日から11月16日に道外視察研修を行いました。

調査研修先は、第三セクターの指定管理による温浴施設の運営について、2カ所、市内経済活性化の取り組みについて、2カ所とし、第三セクターの指定管理による温浴施設の運営については、島根県松江市にある(株)きまち湯治村と(株)玉造温泉ゆうゆを研修先とし、経営状況、市からの補助金等の状況、経営に関する今後の課題を調査項目として研修を行いました。

(株)きまち湯治村は、松江市宍道町上来待(合併前)の旧宍道町での健康の里構想に基づいて、日帰り温泉施設、食と体験施設、温水プール、集会、研修施設、農産物加工処理施設、保健健康センター施設、公園施設などを平成11年から13年に建築し、健康の基本要素を担う各種機能施設を集積させ、多面的な健康づくりへのサービスを開始しましたが、公益性と収益性の両面から一体的運営管理が求められ、平成16年12月から自治体と金融会社3社が出資し、第三セクターによる運営に移行し、平成17年1市5町1村が合併し、新松江市に運営が引き継がれている施設で

す。施設の利用状況及び経営状況は、出資金4,000万円、市3,400万円、JA300万円、銀行200万円、信金100万円、平成16年12月から大森の湯、いろり茶屋、宍道B&G海洋センター、農産館に加え平成28年度から宍道農村環境改善センターを市の指定管理として受け運営。正社員13名、嘱託社員2名で全5つの施設を管理運営しています。平成28年度の利用者数は、5施設で21万1,896人、大森の湯は11万3,100人、客層は宍道町6割、松江市3割、県外が1割とのことでした。売り上げは、平成28年度、5施設で1億7,200万円、経常利益は平成27年度約400万円、28年度は221万2,000円で、前年からの経常利益の減は職員の処遇改善として賞与の支給率を上げたことと冬期間の積雪で暖房費の増大が影響したことよるとの説明でした。市からの補助金はなく、指定管理委託料として2,964万円を受け、あとは施設の収入で運営し、施設の修繕費は10万円を越すものは市と協議し、それ以外は会社で賄っているそうです。

課題として、立地条件が悪いこともあり、営業範囲を拡大し、他市での営業拡大活動や200近くある市内の老人クラブへの営業、プールや食事にも対応する無料送迎など日常的な営業努力が必要なこと、年間会員制度利用者の入浴料が安く、収益を圧迫しており、改善を考えている。施設の修繕は、一定額以上のは市と協議することになるが、改修時期が一斉に来ることで改修期間中の温浴施設の休業など大きな収益減となる。また、社員の処遇改善、湯治村として宿泊もやりたいという思いがあるなどが課題とのことでした。

（株）玉造温泉ゆうゆは、松江市玉造温泉街のほぼ中央に位置し、温泉街唯一の日帰り入浴専門施設で、平成8年旧玉湯町が市民福祉の向上を目的に30億円をかけて整備したものです。年間の入浴者は約20万人で、7割が地元市民、3割が観光客、玉造温泉全体の宿泊客は温泉施設が15

軒で55万人です。年間の売り上げは、指定管理事業（入浴施設、配湯管理）と自主事業（土産物販売、レストラン）で3億円から3億9,000万円とのことです。松江市からの補助金、指定管理委託料はなく、事業で賄っているが、温泉使用料の免除を受け、50万円を超える高額修繕は松江市が負担、今年度新温泉源掘削調査費を計上、来年度には着手予定とのことです。営業面では、源泉の配湯による収益が大きいですが、毎月26日を風呂の日とし、ヨモギ湯、レモン湯、リンゴ湯など月がわりに実施し、あわせて特典つき回数券の販売、ミカン袋詰め放題、抹茶ソフト割引販売などの誘客増の取り組みを進めている。また、使われなくなっていた食堂のスペースを活用した温泉卓球場、バーベキューコーナーの設置等誘客対策、さらに高速道路宍道湖サービスエリアへの飲食施設の出店による事業拡大を内部留保資金を活用し、実施したとのことでした。

課題としては、補助金に頼らない健全経営による市民福祉の向上と観光振興の両立、自主事業の利益拡大については投資のタイミング、指定管理業務の着実な実施が挙げられていました。

2つの施設に共通して言えることは、健康の里構想という各種施設による多面的な健康づくり、市民福祉の向上と設置目的が明確。代表取締役社長が常駐し、取締役会によって運営方針の決定がされる、施設の改修、修繕に対する基準が設定されている、黒字化に伴う職員の処遇改善が図られている、情報収集や足を使った集客、営業努力に全職員で取り組んでいるなど、いずれも名寄市としても参考にできることが多くあり、後日行った委員会でも現場との意見交換、情報提供をする場を持つこととしました。

次に、さかなと鬼太郎のまち、鳥取県境港市で観光資産、施設を活用した商店街活性化とまちづくりについて、水木しげるロード、水木しげる記念館にかかわる運営の現状と課題について研修しました。水木しげるロードは、平成元年に当時の

市長が緑と文化のまちづくりをテーマにJR境港駅から商店街を結ぶ目抜き通りに境港市出身の水木しげる氏が描く漫画に登場する妖怪のブロンズ像、オブジェ、モニュメント、絵タイルを歩道に設置して、人々に優しく親しまれる快適なまちづくりとして進められ、総事業費4億4,000万円を商店街へ投じることから、市長みずから住民説明会に出向き、小さいときからの参加型のまちづくりという点を強調し、市民への理解を得たとのことでした。当初は、市民を中心に利用していただくことを考えていたが、新聞、テレビでも大きく取り上げられるなど大きな反響があり、全国から多くの観光客が訪れる名所となり、商店街の活性化にも寄与している。平成5年の一部完成から20年が経過した平成26年3月に水木ロードのにぎわいを今後も継続させることを目的として水木ロードリニューアル事業を開始し、平成30年の完成を目指し工事が進められているところでした。

水木しげるロードのブロンズ像は、平成4年度から平成8年度までに82体設置され、平成29年11月現在で民間等の設置を含め174体となっている。入り込み客数については、平成22年のNHK連続テレビ小説「ゲゲゲの女房」放映時には372万人を記録したが、近年は200万人前後で推移している。水木しげる記念館は、水木しげるロード関連事業の集大成として、総事業費4億8,000万円を投じ、水木しげるの人と作品紹介、世界中から集めた妖怪に関するコレクションなど貴重な品々を中心に展示し、本人の80歳の誕生日に当たる平成15年3月8日にオープンし、90歳の誕生日となる平成24年3月に開館以来最大規模のリニューアルを実施した。運営は市直営で行っているが、入館料収入から運営費を差し引き、年間6,000万円前後の黒字で、入館者数は20万人前後であり、水木ロード入り込み数の約10%が記念館を訪れていることになる。記念館の入り口付近では、ゲゲゲの鬼太郎やぬり

かべ、砂かけ婆などの着ぐるみがお客さんを迎えており、魅力ある施設でした。

課題としては、以前は通過型の観光地で、宿泊は米子、松江だったが、平成16年に駅前に大型の宿泊設備が開業したことにより滞在型に変わってきているが、宿泊施設が少ない。水木ロード商店街の夜は照明が暗い、店が閉まっているなど夜のにぎわいづくりが課題であり、平成30年のリニューアルオープンに向けて改善を行っている。また、境港市は日本で有数の漁港を持っており、水産関係とのコラボレーションも課題とのことでした。

参考になった点として、まちづくりの基本、緑と文化のまちづくりを継続的に推進することの重要性は当市の中心市街地活性化においてもどのように将来像を描いていくのか参考となった。加えて、事業を起こすときには情熱を持った人材が重要であることも改めて認識することができました。また、観光事業に関して経済団体、交通事業者、旅行会社、観光団体、行政が山陰インバウンド機構、鳥取中部観光推進機構など広域で連携して推進する体制が確立されていて、この道北にも当てはまる先進的な取り組みでした。

次に、鳥取県倉吉市では、中心市街地活性化について（チャレンジショップ）、調査項目を倉吉市地域産業振興ビジョンについて、倉吉市地域産業振興ビジョンについての平成27年改定の主要な点とその後の経過について、中心市街地活性化におけるチャレンジショップの実績と効果についてとし、視察しました。最初に、地域産業を元気にすることで結果として市民の生活をよりよくすることという考え方のもと、議員提案によって倉吉市くらしよし産業元気条例が制定され、平成21年4月より施行されていると説明がありました。この条例は、市長、議会の責務、市民、事業者の役割、地域産業振興ビジョンの策定、地域産業振興戦略会議の設置から成り、倉吉市地域産業振興ビジョンは既存企業の経営基盤強化と企業誘致、



地域商品の開発と販路開拓、にぎわい創出と商店街振興が主な取り組みで、地域産業振興戦略会議では目標に対しての成果または効果について議論する必要があるとの進行管理に対する意見が出され、平成27年の見直しにおいて戦略の設定や施策の実施について、事務事業の成果や効果を見やすく体系化することにより、進捗管理しやすくし、基本目標である市民生活の向上と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を目指すものとしました。こうした中心市街地活性化の取り組みの中で、空き店舗対策のにぎわいのある商店街づくり支援事業やその空き店舗を活用し、新たに商売を始めたり、自分の店を持ちたいと起業を目指す人たちを支援するための取り組みを倉吉商工会議所に委託して、出店期間は最大延長1年とするチャレンジショップ設置運営事業が取り組まれ、実績として平成15年の事業開始以来34名が卒業し、新規出店、開業は25名、そのうち市内開業で22名、中心市街地で19名が開業となったとの説明を受けました。

名寄市においても取り組まれている中心市街地活性化においても、地域産業が元気になれば雇用の創出につながるなど、地域産業の振興は市民生活に密接な関係を築いていかねばならないと考えますし、市民生活が豊かになれば地域の経済活動が活発になり、地域産業も元気になるというように地域産業の振興と市民生活の向上は関連し合うもので、その後の委員会での議論でも市民、事業者及び産官学金の意見を反映する場の設定や戦略、施策の目的を明確にし、目標、目的達成の検証ができる体制をつくり上げるために、商工会議所などの関係機関との意見交換の場が必要との認識を確認しました。

以上、経済建設常任委員会の視察報告といたします。

○議長(黒井 徹議員) 以上で委員の派遣報告を終わります。

○議長(黒井 徹議員) 以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これもちまして、平成29年第4回定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 2時03分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 山 崎 真由美

署名議員 東 川 孝 義